

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

都 市 建 設 委 員 会 記 録

日	令和 8 年 9 月 11 日（金）（第 3 回定例会）			
時	<div> <div>休 憩</div> <div>午前10時 0 分 開議（午前11時30分～午前11時38分）午後 3 時51分 散会（午後 0 時30分～午後 1 時30分）（午後 1 時30分～午後 1 時38分）</div> </div>			
場 所	第 5 委員会室			
出席委員	三 井 美和香	須 藤 博 文	茂 呂 一 弘	黒 澤 和 泉
	山 崎 真 彦	柊 澤 洋 平	岩 井 雅 夫	田 畑 直 子
	中 島 賢 治	白 鳥 誠		
欠席委員	な し			
担当書記	市 場 涼 介 松 本 愛莉香			
説 明 員	都市局			
	都市局長	高峯 聡一郎	都市局次長	石橋 徹
	都市部長	大木戸 孝也	建築部長	秋葉 秀樹
	公園緑地部長	小川 賢	公園緑地部参事 （動物公園長事務取扱）	楠木 一誠
	公園緑地部技監 （動物公園副園長事務取扱）	木津 光晴	都市総務課長	三田 日出美
	都市計画課長	福原 健雄	交通政策課長	石野 信一
	バス対策担当課長	松崎 克弥	まちづくり課長	村上 暢一
	リノベーションまちづくり担当課長	長島 哲治	市街地整備課長	中川 敬一郎
	建築管理課長	前田 健治	住宅整備課長	猪又 紀彦
	建築指導課長	谷澤 賢	緑政課長	酒井 清
	総括主幹	泉 伸吾		
	建設局			
	建設局長	山田 裕之	建設局次長（水道局長併任）	日暮 秀訓
	土木部長	柳澤 秀諭	下水道企画部長	中臺 英世
	下水道施設部長	吉井 信	建設総務課長	成澤 昌明
	路政課長	小川 剛	街路建設課長	谷口 誠太郎
	下水道経営課長	松田 和之	雨水対策課長	根木 義治
	水道局			
	水道局次長	小倉 淳	水道総務課長	布施 善幸
	水道事業事務所長	塩見 章		
	環境局			
	脱炭素推進課事業調整担当課長	小坪 毅一郎		
審査案件	議案第110号・令和 8 年度千葉市一般会計補正予算（第 3 号）中所管 議案第113号・令和 8 年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算（第 1 号）			

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

	<p>議案第115号・令和8年度千葉市下水道事業会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第116号・令和8年度千葉市水道事業会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第120号・議決事件の一部変更について（（主）生実本納線（赤井町地区） 函渠整備工事（7－2）に係る工事請負契約）</p> <p>議案第121号・市道路線の認定について</p> <p>請願第 3 号・「花島公園～長作町～幕張駅～海浜幕張駅間のバス運行」の 維持を求める請願</p> <p>請願第 4 号・市営住宅を目的外使用により、学生を入居できるようにして 生活支援を行うとともに、地域の活性化を図るよう求める請 願</p> <p>陳情第 4 号・葬祭施設建築計画に対する中止または地元意向への配慮に関 する陳情</p>
調査案件	中心市街地における魅力あるまちづくりについて
<p>委 員 長 三 井 美和香</p>	

午前10時0分開議

○委員長（三井美和香君） おはようございます。

ただいまから都市建設委員会を開きます。

本日審査を行います案件は議案6件、請願2件、陳情1件です。御手元に配付してあります進め方の順序に従って進めてまいります。

なお、事前に周知しておりますが、請願第3号の変更につきましては、進め方に記載のとおりでございます。

また、案件審査の後、当委員会の年間調査テーマであります、中心市街地における魅力あるまちづくりについて、所管事務調査を実施いたしますので、よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様申し上げます。委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますよう、お願いいたします。

議案第113号、第116号審査

○委員長（三井美和香君） それでは、案件審査を行います。

初めに、議案第113号・令和8年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算（第1号）について及び議案第116号・令和8年度千葉市水道事業会計補正予算（第1号）についての2議案は関連がありますことから、一括議題といたします。

委員の皆様はサイドブックスのしおり1番、都市局の議案説明資料をお開きください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。都市局長。

○都市局長 都市局でございます。

議案第113号について、公園緑地部長より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 公園緑地部でございます。

令和8年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

都市局議案説明資料より説明させていただきます。

資料2ページをお願いいたします。

1、補正の理由ですが、令和8年度に清掃工場における余剰電力の市有施設への自己託送や、再エネ電力を調達することなどにより、基本的に全市の市有施設の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロの実現を達成しております。令和9年度も継続して行うために、自己託送及び再エネ電力調達の準備期間が必要であり、11月末までに小売電気事業者を決定しなければならないことから、債務負担行為を設定するものでございます。

2、補正額は債務負担行為限度額3,222万8,000円で、期間は令和9年度でございます。

3、事業概要ですが、令和9年度に市有施設で使用する電力の一部について、自己託送や再エネ電力により調達するものでございます。

（1）自己託送は清掃工場における余剰電力を動物公園内の施設に供給するものでございます。

（２）再エネ電力は動物公園内の施設の使用電力について、太陽光発電や自己託送では不足する電力を再エネ電力で調達するものでございます。

４、スケジュールについては記載のとおりでございます。

３ページをお願いいたします。

補足資料でございます。

１の市全体の債務負担行為限度額ですが、表に記載の４会計において債務負担行為限度額を設定いたします。合計で23億4,813万9,000円、対象施設は581施設で、うち405施設に自己託送を行う予定でございます。

２の市有施設全体の電力構成ですが、令和９年度は市有施設全体における電気使用量のうちＣＯ₂排出実質ゼロの電力は、太陽光発電が10%、自己託送が40%、再エネ電力が50%となり100%を実現する予定でございます。

最後に参考となりますが、現時点における当該事業による財政効果は約５億円と見込んでおります。

説明は、以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 水道局長。

○水道局長 水道局でございます。

議案第116号につきまして、水道局次長から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） 水道局次長。

○水道局次長 水道局次長の小倉でございます。水道局の議案について御説明いたします。着座にて御説明させていただきます。

水道局議案説明資料の３ページをお願いいたします。

議案第116号・令和８年度千葉市水道事業会計補正予算（第１号）、市有施設電力調達に伴う債務負担行為の設定でございます。

１の補正理由ですが、先ほど都市局から説明いたしました議案第113号と同じく、水道事業施設において電力消費に伴うＣＯ₂排出実質ゼロを令和９年度も継続するため、自己託送及び再エネ電力調達に係る債務負担行為を設定するものでございます。

２の補正予算額ですが、債務負担行為限度額は3,703万8,000円で、期間は令和９年度でございます。

３の事業概要ですが、令和９年度に市有施設で使用する電力について、自己託送や再エネ電力により調達するものでございます。

（１）の自己託送は、清掃工場における余剰電力を平川浄水場など５施設に供給するものでございます。

（２）の再エネ電力は、水道事業施設の使用電力について自己託送で不足する電力を再エネ電力で調達するものです。対象施設は自己託送の対象５施設を含めた７施設で、浄水場の外にあります井戸及び計量施設は対象外としております。

スケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

次のページは補足資料となりますが、先ほど都市局が説明いたしました内容と同じですので、説明は省略させていただきます。

水道事業会計補正予算の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） 御説明ありがとうございました。それでは、一問一答でよろしくお願いいたします。

一括審議の議案ということなので、共通の質問があるかもしれませんが、御了承ください。

まず、財政効果のところでございます。各資料の参考ということで、財政効果シミュレーションが、財政効果約5億円ということで示されております。これは事業全体の財政効果ということで理解しておりますけれども、今御説明いただきました動物公園事業及び水道事業、それぞれの財政効果についてお示しいただければと思います。

○委員長（三井美和香君） 脱炭素推進課事業調整担当課長。

○脱炭素推進課事業調整担当課長 脱炭素推進課でございます。

まず、動物公園のほうでございますけれども、これも自己託送できる量によって効果は変わるんですけれども、令和9年度予算ベースで自己託送しない場合は年間で約6,600万円、自己託送する場合は約3,200万円の電力料金がかかってくるのが想定されます。そのため、約3,400万円程度減少する見込みとなっております。

水道事業のほうでございます。こちら令和9年度予算ベースで申しますと、自己託送しない場合は年間で約7,200万円、自己託送を行う場合は約3,700万円の電力料金がかかってくるのが想定されます。よって、約3,500万円程度減少する見込みとなっております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。おおむね債務負担行為限度額相当の効果ということで、非常に良好な結果ではないかと思われすけれども、次の質問です。

当然、この本事業の前提としまして、清掃工場における発電能力が安定しているということが望ましいと考えております。この清掃工場における発電量についてなんですけれども、ばらつきが生じるものなのか、恐らく生じると思うんですけれども、その生じる場合の要因は何なのかというところをお示しく下さい。

○委員長（三井美和香君） 脱炭素推進課事業調整担当課長。

○脱炭素推進課事業調整担当課長 脱炭素推進課でございます。

発電量につきましては、搬入されるごみの量やごみの質、炉の運転状況になどにより一定の変動が生じるため、細かなばらつきというものは生じることになります。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。当然ながらばらつきが生じるということで、恐らくごみの受け入れ量は、当然細かい数字は別としても、大きく情勢が変わらない限り、それが大きく増すとか、増減するということはあまりないと考えられますが、実際ばらつきが生じているわけなんですけれども、そのばらつきが生じた場合の、いわゆる今回の事業に関する影響といいましょうか、その辺がどういった形で表れてくるのか、そこをお示しく下さい。

○委員長（三井美和香君） 脱炭素推進課事業調整担当課長。

○脱炭素推進課事業調整担当課長 発電量のばらつきによりまして自己託送できる電力量とい

うのも多少増減することになります。電力の需給計画については、この増減も考慮した形で計画しておりますので、また、ずれが生じた場合には、一般送配電事業者が対応することとなりますので、市有施設への電力供給に関しましては影響がないものと考えております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。あらかじめ、そのばらつきも考慮した上で電力需給計画を立てているということで承知しました。本件には特に反対する理由もありませんし、継続事業ですので、引き続き取り組んでいただきたく、賛同でお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに。田畑委員。

○委員（田畑直子君） 債務負担行為なので、意見だけ申し上げたいと思います。

このような公共施設における自己託送は全国的にも例のない先進事例となることから、次年度以降も継続的、安定的な取組を期待するところです。脱炭素や財政的な効果はもとより、さらなる公共施設への電力調達の可能性や、そのような取組を進めながら、全庁的な脱炭素の理解や市民への効果に波及するよう、さらなる取組を期待して賛成するものとします。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 一問一答でお願いします。

私から確認したかったのは、動物公園のほうなんですけど、これはかねてからこの議案を審議したときに申し述べてきたことでありますが、いわゆるこの実質ゼロというところが、自己託送と再エネ電力を買うというところでのつじつま合わせというか、そういうロジックになっているんですけれども、そもそもこの動物公園のCO₂の排出量は今、どの程度になっているんですか。

○委員長（三井美和香君） 動物公園副園長。

○動物公園副園長 動物公園でございます。

今回の削減で1,000トン削減されます。今回自己託送分が約6割ですので、約2,000トン弱ぐらいを電気料として排出したということになっています。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 今回の全体的な財政効果シミュレーションだと、排出実質ゼロの電力の太陽光発電が10%であると。動物公園でいわゆる再生エネルギーの、太陽光発電を含めた発電効果というのは実際どの程度になっているのか、お聞かせいただけますか。

○委員長（三井美和香君） 動物公園副園長。

○動物公園副園長 動物園でも今回託送分と、あと太陽光発電も入れていますし、これからバイオマスボイラーということで、市内で発生したチップを熱量に変えていくというところがございます、CO₂排出実質ゼロということを実現しているというところがございます。

○委員長（三井美和香君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 陽光発電のボリューム感がどの程度なのかというのが今の説明ではよく分からないんですけれども、いずれにしても、要するに実質的に発電をする自己施設におけ

る太陽光ですとか、再生可能エネルギーの比率を高めていくということが、やはり気候危機がこれだけなっている中で重要な論点になろうかと思っています。だから、そこは水道局のほうもぜひ施設内で、例えば、太陽光のパネルをもう少し敷き詰められる、そういったことができるのか、その辺の検討というのは、水道のほうはどうなっていますか。

○委員長（三井美和香君） 脱炭素推進課事業調整担当課長。

○脱炭素推進課事業調整担当課長 脱炭素推進課でございます。

現状で言いますと、水道施設の中には太陽光パネルをつけている施設はございません。ですが、今後つけられるところについては、実際につけられるかどうか分からないんですけれども、検討は重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 動物公園副園長。

○動物公園副園長 先ほどの太陽光なんですけれども、動物公園内でも太陽光につきましては、年間で約1万5,000キロワットアワーを発生させております。全体で190万キロワットアワー使っておりますので、1%以下という状況でございます。

○委員長（三井美和香君） 樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） そういう意味で、だから1%ぐらいというレベルなんですよね。だから、そこはやはりもう少し努力が必要という気が率直にしているし、水道局のほうもそういったところでもう少しできるところがないのかという検討を、ぜひこれは縦割りにならず、全庁挙げてCO₂を減らしていく、気候危機の今の情勢の中で、ぜひ積極的な対応をお願いをしたいということを申し上げて、本議案には賛意を示したいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答で質問させていただきます。

まず、動物公園に関してなんですけれども、令和9年度の自己託送及び再エネ電力調達に当たり、11月末までに小売電気事業者を決定するということですが、毎年入札を行って事業者を選定するのは事務負担が極めて重くて、市場のボラティリティー、価格変動リスクも受けやすいと考えております。物価とエネルギー価格の上昇局面において、単年度契約と複数年契約を比較した場合に、複数年契約によるスケールメリット、まとめ買いの効果を生かして調達単価を抑える交渉や入札設計は可能なのか、見解をお聞かせください。

○委員長（三井美和香君） 脱炭素推進課事業調整担当課長。

○脱炭素推進課事業調整担当課長 ありがとうございます。電力価格は変動が大きいことから、事業者サイドから複数年契約は難しいというような話を聞いております。また、今年度運用開始が初年度ということもございまして、まだ実績が少ないこともありますので、現時点では単年度において確実に運用をしていくことが重要と認識しているところでございます。入札の設計等につきましては、今後の状況を踏まえて、より効果的な手法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） ありがとうございます。本市の電力構成は再エネ電力が50%を占めて

いるということで、調達単価が1キロワットで1円変動するだけでも、財政的な影響が生じる構造かと思います。今回の債務負担行為の限度額の積算根拠となった想定単価と、今後の電力市場の高騰に対するリスクヘッジ策について見解をお聞かせください。

○委員長（三井美和香君） 脱炭素推進課事業調整担当課長。

○脱炭素推進課事業調整担当課長 想定価格につきましては、今後の入札に影響があるため、お答えは差し控えさせていただきたいと考えております。

直近の電力使用量ですが、現状ですと今6月分までが出ている形になりますけれども、それに基づきまして自己託送見込みや売電単価、買電の単価、託送料金などを設定しているところでございます。

また電力の市場の動向に応じまして価格、単価の変動はあるものの、一般電力と再エネ電力につきまして、単価差には影響がないものと考えております。今後も社会情勢や電力市場の動向、小売電気事業者等の状況を注視しながら、安定的かつ経済的な電力調達に向けて情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 詳細はお伝えいただけないということなんですけれども、単価が下がることで、財政的負担が減るかと思っております。今回の入札に関して何者が入札に参入してきたか、お聞かせいただけますか。

○委員長（三井美和香君） 脱炭素推進課事業調整担当課長。

○脱炭素推進課事業調整担当課長 入札に参加したのは1者でございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 1者ということなので、やはり単価が上がりがちというか、そういう傾向になってくるかと思っておりますので、まだ始まったばかりの事業ということで、今後、入札も増やしていただければと思いますので、入札が2者以上になれば、先ほど最初に質問させていただいた複数年契約とか、そういった交渉もしやすくなってくると思うので、ぜひ1者だけではなくて2者以上の入札になるような、そういった周知だったりとか、そういった事業に今後していただければと思います。

あと、動物公園は具体的な質問になってくるんですけれども、千葉市動物公園で夏のシーズンで来園促進とナイトタイムエコノミーの促進を目的に開園時間を延長する、トワイライトZOOというのを今年度も開催されていたかと思っております。夜間照明や冷房等の稼働に伴って、トワイライトZOOの開催によって、電力消費量及び電力コストはどの程度増加したのか。また、支出に見合う入場者数の増加や経済波及効果が得られたのか、費用対効果の検証結果について見解をお聞かせください。

○委員長（三井美和香君） 動物公園副園長。

○動物公園副園長 動物公園でございます。

トワイライトZOOでは、常設の照明灯やけやき並木のライトアップなどに加え、園路沿いに150基のソーラーガーデンライトを活用するなど、環境負荷の低減及び経費節減に配慮しながら園内を彩るとともに、安全に観覧できるように会場を設営しております。開催に伴う電力料

金については、通常の開園時に比べまして、1日当たり約1万円程度のコスト増となります。また、来園者数は、トワイライトZ00の開催前の令和5年度と今年度のお盆前後の土日4日間を比較いたしますと、令和5年度が1日平均約1,300人、今年令和8年度が約4,000人と約3倍になっております。入園料と駐車場使用料の収入についてですが、令和5年度が1日平均57万円、8年度は1日平均215万円と約3.8倍となっております、開催による効果は高いものと考えております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） ありがとうございます。先ほど別の方から、電力効果によって3,400万円分減少しているという話があったんですけども、このトワイライトZ00に関しても、電力に関してはかなり費用対効果というか成果を出しているのが分かりました。あとは人件費とかの兼ね合いを見ながら、費用対効果が高いのであれば、お子さんの夏休みシーズン、ぜひ開催期間を増やしていただくなり、そういった取組をするためにもまず検証していただいて、効果的であればぜひ日数を増やしていただければと思います。

続いて水道事業に関してなんですけれども、水道事業施設では令和9年度から自己託送の運用が開始されていますが、対象7施設のうち平川浄水場などの5施設が自己託送を導入する一方で、土気浄水場及びちばりサーチパーク浄水場の2施設については自己託送を行わず、100%再生可能エネルギーの電力の外部調達を行っている理由をお聞かせください。

○委員長（三井美和香君） 脱炭素推進課事業調整担当課長。

○脱炭素推進課事業調整担当課長 自己託送を行う施設については、水道に限らずなんですけれども、特に脱炭素の効果が特別高圧施設及び高圧施設としております。水道事業に関しては、高圧施設であるこの5施設を対象としているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。先ほどこちらの水道の施設に関しては、年間で3,500万円ほどの削減効果があるということはお聞きしましたが、今回自己託送で削減された分の電力コスト分を水道料金に、少し値上げもしているかと思うんですけども、そういった市民の方の生活が少しでも軽く、生活がしやすくなるように、値上げに対する抑制効果とか、そういった価格に対する影響というか、値上げが抑えられるのかどうか、その辺りの見解をお聞かせいただけますか。

○委員長（三井美和香君） 水道総務課長。

○水道総務課長 水道総務課です。

市営水道は本来約2倍の水道料金が必要であるにもかかわらず、市民負担の公平性の観点から県営水道と同一料金とし、料金収入の不足を一般会計からの繰入金で補っておりますことから、自己託送による削減効果が繰入金の削減には寄与するものの、水道料金に影響を及ぼすことはないものと考えております。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） では、最後に意見だけ。

そもそも2倍の水道料金ということなので、そこは千葉市がある意味、頑張っていたいているかと思うんですけれども、こういった電力の削減だったりとか、ほかも何かしらコスト削減を見直しつつ、値上げをなるべく今後しないような形で、コストを削減する方向でしか今のところ市ができることはあまりないかと思うんですけれども、ぜひ電力以外でも何かしらコスト削減していただいて、価格がなるべく維持していただけるようお願いできればと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますでしょうか。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 一括をお願いします。

自己託送のことについて1つお聞きしたいことがあるんですけれども、令和8年度の小売電気事業者の入札参加資格は自己託送に係る不足電力の分割供給業務、フィジカルコーポレートPPA電力供給業務、再生可能エネルギー電気特定卸供給業務の3つについて履行実績を求めています。それぞれの業務が今回の電力調達においてどのような役割を果たすものなのか、またそれぞれそれぞれの履行実績を必須要件としたのか、教えてください。

あわせて、この3要件を全て満たす事業者について、入札実施時点では市は何者程度存在すると把握していたのでしょうか。

また、令和8年度の入札における参加資格確認の申請状況、問合せや辞退の状況等が分かれば教えてください。

○委員長（三井美和香君） 脱炭素推進課事業調整担当課長。

○脱炭素推進課事業調整担当課長 市有施設の一括調達に関しましては、安定的な電力供給を確保しながら本市が進める再生エネルギーの千産千消を実現するために履行実績を設定しております。自己宅送に係る不足電力の分割供給業務は、清掃工場からの自己託送だけでは賄えない電力を小売電気事業者から供給するもので、自己託送と小売電力を組み合わせることで安定的に電力を供給するために必要となるものでございます。フィジカルコーポレートPPA電力供給業務につきましては、市内の営農型太陽光発電設備で発電した電力を市有施設、こちらは新浜リサイクルセンターになりますけれども、そちらへ供給するものであります。脱炭素先行地域の計画におきましての取組として行っております。

もう一点、再生可能エネルギー電気特定卸供給業務につきましては、清掃工場で発電した小売電気事業者を介して市有施設で供給するものでございまして、市内で発電された再生可能エネルギーの千産千消を図るとともに、清掃工場のFIT電力を活用することで、市有施設の使用電力のゼロカーボン化に係る財政効果を最大にするものでございます。

なお、この3つの履行実績を全て有する事業者が何者存在するかというところは、申し訳ないですが把握しているところではございません。今回WT0の入札にしておりますけれども、広く募集することで、そういった事業者から手が挙がってくることを想定しているものでございます。

先ほども申しましたが、入札に参加されたのは1者でございまして、公募の際に問合せ等に関するものもありませんでしたし、辞退ということもございませんでした。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。結局1社のみが入札というところで、問合せもなかったというところですね。

所感を述べさせていただきます。安定した電力供給を確保するために、一定の実績や能力を事業者を求めること自体は必要だと考えます。一方で、先ほど山崎委員も同様のことを述べていらっしゃいましたけれども、一般競争入札である以上、競争性が確保されることも非常に重要だと思います。今回、入札が1社のみの参加であったということです。求めている要件が業務を確実に履行するために本当に必要なものなのか、また結果として参加できる事業者を必要以上に限定することになっていないかについて、今後も検証していただきたいと思います。

議案については、私は賛成の立場でございます。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三井美和香君） 御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第113号・令和8年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算（第1号）についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三井美和香君） 賛成全員、よって議案第113号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第116号・令和8年度千葉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三井美和香君） 賛成全員、よって議案第116号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

〔都市局・水道局退室、建設局説明員入替え〕

議案第110号審査

○委員長（三井美和香君） 次に、議案第110号・令和8年度千葉市一般会計補正予算（第3号）中所管についてを議題とします。

委員の皆様は、サイドブックのしおり3番、建設局の議案説明資料をお開きください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。建設局長。

○建設局長 建設局でございます。

議案第110号につきまして、下水道企画部長より説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（三井美和香君） 下水道企画部長。

○下水道企画部長 下水道企画部の中臺でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

議案第110号・令和8年度一般会計補正予算（第3号）のうち、下水道企画部所管について説明させていただきます。

建設局議案説明資料の2ページを御覧ください。

1、繰越明許費の設定でございます。

(1) の補正理由でございますが、緑区土気地区で実施予定の水道管路耐震化事業が入札不調により、適正工期での年度内完了が困難となったため、当該事業の財源となる一般会計からの繰出金について繰越明許費を設定するものでございます。

(2) の繰越明許費でございますが、水道事業会計の繰出し3,687万6,000円でございます。

下水道企画部の説明につきましては、以上でございます。

○委員長（三井美和香君） それでは、質疑がありましたらお願いいたします。茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） では、一括で、1点だけ確認させてください。

細かいことで恐縮ですけれども、入札不調になり、年度内完了が困難になりましたということなんですけれども、ちなみに今回の工事の施工延長はどれぐらいなのかというのが1つ。それと、どれぐらい工期を見込んでいるのか。その2点確認したいと思います。教えてください。

○委員長（三井美和香君） 水道事業事務所長。

○水道事業事務所長 水道事業事務所です。よろしくお願いいたします。

まず、配水管更新工事の施工延長でございますが、約460メートルを予定しておりました。工期につきましては、約8か月で令和9年8月末の完了を予定しております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。460メートルで8か月、結構なかなか難しい工事なのかという気もしないでもないですが、必要な部分でございますので、意見としては当然ながら賛成ということで対応したいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） 私も一問一答で、3点お聞きします。

今回、今のメートルの工事があると、恐らく大網街道を中心に工事が実施されると思います。その辺の影響と、今後の大網街道自体の進捗というのはどの程度残っているのか、完了の見通しなのか、お聞かせいただけますか。

○委員長（三井美和香君） 水道事業事務所長。

○水道事業事務所長 水道事業事務所でございます。

工事の影響でございますが、大網街道という交通量の多い路線で工事することになりますので、交通渋滞とか、そういったところが懸念されるかと考えております。また、今後の大網街道の配水管工事の進め方についてなんですけれども、この工事は上下水道耐震化計画という計画の中でやっておりまして、耐震化計画の中では、基本的には重要施設等、病院とか、そこに接続する管路の耐震化を進めていっているもので、まず取りあえずは、今回実施しているところには、坂の上外科がありますので、まずそこまでの配水管の整備を考えております。基本的には敷設年次の古い場所からやっていきますので、飛び飛びになったりする可能性もあるんですけれども、そういった形で進めております。実際には、耐震化計画以外の部分も現地にはあるんですが、そういったところにつきましては耐震化計画を優先しているんですが、あとそれ以外に、管路老朽化とかに対する更新工事を、口径の大きい管路とか、あと緊急輸送道路に埋設している管、そういったものを優先的に進めておりますので、それについて耐震化が終わった時点でまた順次、継続してやっていくことになるかと考えております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 分かりました。影響があるということはあれだと思いますので、その辺を十分配慮してお願いしたいのが1点と、あとは今話のあった耐震化計画、千葉水道で今回耐震化計画をやりますと。耐震化計画の進捗率は、最初にこれを含めると何%になるのか、その辺をお聞かせ願えますか。

○委員長（三井美和香君） 水道事業事務所長。

○水道事業事務所長 水道事業事務所です。

まず今、先ほど言いました上下水道耐震化計画という中で進めているわけですが、上下水道耐震化計画では、令和7年度末で74.1%の進捗率になっております。千葉市の管路全体では、令和7年度末で56.6%が耐震化されております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 千葉水道というのはどうしても我々緑区、若葉区の一部の地域で、県水と耐震化率の格差みたいなのは率直に言ってあるんだろうと認識しています。ですから、できる限り千葉市は千葉市としてしっかりと耐震化を進めていただくということで予算をしっかりと確保して、安心・安全の体制をつくっていただきたい、これを要望しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 一括でお願いします。

入札不調により、年度内の工事完了が困難となったとのことですが、入札不調になった理由と今後の再発注の見通しについて伺います。

○委員長（三井美和香君） 水道事業事務所長。

○水道事業事務所長 水道事業事務所でございます。

まず、入札不調となった理由でございますが、参加申請はあったんですが、技術者の確保が困難であるということで入札を辞退されたということが理由となっております。それと今後の見込みにつきましては、再発注は下半期の発注となって、昨年度からの繰越工事とかが完了している業者もいるということで、技術者の確保がしやすくなったかというところで、入札の成立を期待しているところでございます。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 入札不調の事情についてはよく分かりました。見通しがあるということが確認できているようなので、今回は繰越しそのものを問題視するような案件ではないと思いますので、賛成でお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） 田畑委員。

○委員（田畑直子君） 一括で、2点ほどお聞かせいただければと思います。

各委員から聞きたいことをお聞きできたので、それ以外の部分なんですが、当初の工事期間は多分年度内に終わるということで、先ほど令和9年8月末の完了予定ということで、5か月程度の遅れが生じたと認識しておりますが、工期の遅れによる影響についてどのように捉えて

いるかというのが1点目にお聞きしたいことです。

2点目については、耐震化率については梶澤委員からお聞かせいただいたので、74.1%ということで理解したところなんです、耐震化完了までのスケジュールについては計画ではどのようなになっているか、お聞かせください。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 水道事業事務所長。

○水道事業事務所長 水道事業事務所でございます。

まず、工事の遅れによる影響についてでございますが、工事時期の見直しによる計画スケジュール等の影響はございません。

それと耐震化が完了するまでのスケジュールということなんですけれども、基本的には現在、先ほど言いました上下水道耐震化計画、これが一応令和26年度までに100%耐震化させるということで動いております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 田畑委員。

○委員（田畑直子君） ありがとうございます。耐震化の重要性がありつつも、やはり工事の期間は長期間になるということが理解できました。先日の豪雨であったり、地震であったり、上下水道の重要性が確認できているところでございますので、耐震化計画については順調に進むように鋭意御努力いただくことをお願いしまして、終わります。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三井美和香君） 御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第110号・令和8年度千葉市一般会計補正予算（第3号）中所管についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三井美和香君） 賛成全員、よって議案第110号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

〔建設局説明員入替え〕

議案第115号審査

○委員長（三井美和香君） 次に、議案第115号・令和8年度千葉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。建設局長。

○建設局長 議案第115号につきまして、下水道施設部長より説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○下水道施設部長 下水道施設部の吉井でございます。座って説明させていただきます。

建設局議案説明資料の3ページを御覧ください。

議案第115号・令和8年度千葉市下水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

1の下水道事業会計継続費の補正についてでございます。

まず（１）の補正理由ですが、中央区弁天３丁目地内で実施しております雨水貯留槽の整備事業におきまして、掘削土砂の性状を踏まえた発生土処分方法の変更、現場状況に対応した水中コンクリート等の仕様変更、物価高騰によるインフラスライド対応により、継続費の総額、年割額及び事業期間の変更が必要となったため、継続費の補正を行うものでございます。

次に（２）の継続費の補正でございます。アの補正額についてですが、７億円の増額でございます。イの事業期間ですが、令和８年度から令和９年度に変更するものでございます。ウの総額及び年割額につきましては、表に記載のとおり、補正後の総額は３７億円となり、年割額は令和９年度に７億円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、（３）の補正額の内訳でございます。１つ目の発生土処分方法の変更でございますが、掘削土の性状が粘性度を多く含むものであることが判明し、全量を汚泥として処分するために必要な追加費用として２億６,４００万円。２つ目の水中コンクリート等の仕様変更でございますが、貯留槽底部の水中コンクリートの打設作業が供給メーカーの事情によりまして、当初計画よりも打設間隔が長くなることから、品質確保のためにコンクリートの効果時間を調整できる仕様に変更する追加費用として２億５,４００万円。３つ目は物価高騰による資材、人件費等のインフレスライド対応による追加費用として１億８,２００万円でございます。

下水道事業会計補正予算の説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（三井美和香君） それでは、御質疑等がありましたらお願ひいたします。茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） 御説明ありがとうございました。確認という意味で質問させていただきます。一問一答でお願ひいたします。

まず、今回の補正後の事業期間が令和９年度までと示されておりますが、実際雨水貯留槽の供用開始がいつになるのか、まずお示してください。

○委員長（三井美和香君） 雨水対策課長。

○雨水対策課長 雨水対策課でございます。

今、御質問ありました本体の工事のほうの後に、ポンプ設備等の関連工事のほうも実施する予定となっております。令和１１年度中の供用開始を予定しております。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） 令和１１年度中ということで承りました。御承知のとりの状態になりましたので、なるべく早くできるといいと思ったりはしております。

それから、説明がございました水中コンクリートの仕様変更です。施工の事情で仕様を変更したということなんですが、具体的に仕様の相違点はこういったところなのか、分かりやすく教えてください。

○委員長（三井美和香君） 雨水対策課長。

○雨水対策課長 雨水対策課でございます。

本日、今回のコンクリートの仕様の変更は、こちらが当時予定した水中コンクリートの硬化時間が約８時間から１２時間なんですけれども、固まる時間の遅い凝集遅延型というコンクリートを使いまして、これが約２４時間以上固まるのに調整が可能なコンクリートという仕様に変更しております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。コンクリートが固まる時間が長くなるというか、そういった性質のものということで伺いました。金額を見ても結構な金額だと思いましたけれども、施工の都合ということであれば仕方ない、やむを得ないかと思っております。

続きまして、今回雨水貯留槽の整備の効果について確認したいんですけれども、既設の貯留槽があって、その隣にこの参考の位置図を見ますと、既設の貯留槽があって、そのすぐ近くに新たにということなんですけれども、今回の貯留槽整備で見込まれる効果について教えていただければと思います。

○委員長（三井美和香君） 雨水対策課長。

○雨水対策課長 雨水対策課でございます。

貯留槽の容量というか、これは時間雨量65.1ミリに対応した浸水対策施設となっております。こちらの貯留槽の容量は約9,700立方メートルで、25メートルプールで24杯分の浸水被害の軽減ができるものと考えております。これによりまして、千葉公園内、椿森、千葉駅周辺などの浸水被害の軽減が図られるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。時間雨量65.1ミリ対応ということで、かなり強力な施設と理解いたしました。繰り返しになりますけれども、今回ああいった大規模な災害が発生いたしました。なるべく早くこれが供用開始になるように、引き続き御努力いただければと思います。本議案については賛成ということで意見表明をしたいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに。田畑委員。

○委員（田畑直子君） 1点だけお聞かせいただければと思います。今の茂呂委員のお話で、大体理解したところです。おっしゃるように、今回の千葉豪雨においても被災された地域ということで、この雨水貯留槽以外の対応策などが、この地域においては検討されているのか、お聞かせください。

○委員長（三井美和香君） 雨水対策課長。

○雨水対策課長 雨水対策課でございます。

こちらに関しましては、雨水貯留槽以外での浸水対策施設としましては、増補管やバイパス管などを整備する計画としております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 田畑委員。

○委員（田畑直子君） ありがとうございます。この地域は、千葉公園などのにぎわいもありましたし、近隣住宅なども密集している部分ではありますので、茂呂委員もおっしゃっていただきましたけれども、早期供用が期待されるところでありますので、今後の円滑な工事を求め、終わります。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 一問一答でお願いします。

まず、今回総事業費を30億円から37億円へ7億円増額し、事業期間も令和8年度から令和9年度まで延長することですが、この7億円の増額について、それぞれどのような事情によ

って増額が必要となったのか、具体的に伺いたいと思います。

○委員長（三井美和香君） 雨水対策課長。

○雨水対策課長 雨水対策課でございます。

まず1点目、発生土の処分の変更なんですけれども、こちらは当時、当初普通発生土を普通残土として処分する予定でございました。ですが、実際に掘ってみたところ、粘性が強いものが出てきまして、その混入率が高くて、こちらが残土として処分することができないということになりましたので、こちらを建設汚泥ということで、その分の費用となっております。

続きまして、水中コンクリートは、先ほど説明させていただきましたとおり、時間を遅らせるというようなことになっております。こちらが貯留槽の一番底の部分の底盤部分に4,700立方メートルという大量のコンクリートを入れるんですけれども、こちらのコンクリートを入れる際に、昼夜で施工するということなので当初検討しておりましたが、これが供給メーカーの事情によりまして、こちらが昼夜で施工することができなくなったということで、昼間施工のみとなりますと、途中で固まってしまうと層ができてしまうというような品質的なものもありますので、こちらについて時間を延ばして固めると、一体的な施工をするというようなことで考えております。

あとインフレスライドに関しまして、こちらは物価高騰によりまして資材と人件費のほうがインフレスライドするというものでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。連続でできなくなってしまったというのは、何か施工側で、どうして連続でできなくなってしまったんでしょうかね。

○委員長（三井美和香君） 雨水対策課長。

○雨水対策課長 雨水対策課でございます。

こちらが設計当時は、令和5年度に設計して発注をしているんですけれども、令和6年度の働き方改革の関係で、供給メーカーのほうで完全週休2日制と、あとは昼間のみの施工というようなことを協会のほうで、協会に参加しているものは決めたというようなことは聞いておまして、実際に供給メーカーのほうに各社聞き取りはしているんですけれども、やはりこちらのことに関して、昼間のみの施工となるということを聞いております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。働き方改革というところが出てきて、なかなか難しくなったというのがすごくよく分かりました。

発生土の処分方法の変更について、当初はどのような土の質を想定して、どのような方法で処分する計画だったのでしょうか。また、最初に検査するときにはなかなか分からないようなものなんですか。

○委員長（三井美和香君） 雨水対策課長。

○雨水対策課長 土質の調査のほうはしておりますけれども、全体を全部やることはできないので、1か所というか、数か所で調査と設計に関しましては、標準的な調査方法と設計のほうを行っております。最も経済的、合理的な方法で設計をしているんですけれども、実際に掘っ

てみたところ、現場条件に合わせて変更のほうをさせていただくというようなことにしております。まして、実際に設計の段階では、土砂分が1万4,000円、汚泥分が1万1,000円というようなことで検討はしてはいたんですけれども、土砂分に関しまして汚泥ということで整理させていただいております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。すごくよく分かりました。今回の増額においては、施工を進める中で判明した事情とか施工条件、制度、物価の変化など、それぞれ一定の理由であることは理解しました。ただ、30億円の事業が37億円になるというのは市民から見れば非常に大きな変更なので、今回こういう大型工事があるときには、設計段階で地質とか、なかなかやってみないと分からないというところがあると思うんですけれども、もう少しまい調査のやり方があったのではないかと、可能性のある要素をできるだけ洗い出して、リスクとして整理した上で事業を進めていただきたいと思います。

また、今回のように大きな変更が生じた案件については、工事完了後に当初想定と何が違ったのか、事前に把握できたものはなかったのかを検証して、その結果を今後の調査、設計、積算に生かしていただきたいと思います。議案に関しては賛成の立場です。ありがとうございます。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 一問一答で端的にお伺いしたいと思います。

先ほど来出ていますとおりであります。この3丁目地内は、先ほど千葉駅周辺の椿森だという話もありましたが、今回の千葉豪雨で、この辺の周辺での1時間の雨量がどれぐらいで降っていたのかということと、被害状況がどうだったのか、お聞かせいただけますか。

○委員長（三井美和香君） 雨水対策課長。

○雨水対策課長 雨水対策課でございます。

こちらの降雨が、どれぐらい降ったのかということですが、気象庁の発表によりますと115ミリということで、中央区はそのように出ております。被害に関しまして、この近辺ということですが、千葉駅では腰の辺りまで水が浸かったという報告を受けております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 先ほど来、時間雨量65ミリに対応した設計という話があって、昨今降る量が、さっき言った時間雨量100ミリを超えるという、何十年に1回なのか分かりませんが、そういうリスクも考えると。東京都は、時間雨量85ミリという基準を見直したりという動きも出てきている。そう考えたときに、我々は、今回の議案はもうまさに進んでいる案件であり、これを粛々と進めていただきたいと思いますと思うんですが、ただ、この近年の豪雨のリスクに対して、市民の皆さんは大変不安になっている。私は、この雨水貯留槽の時間雨量65ミリという基準が未来永劫これでいいのかというところは、ぜひ建設局に議論していただく必要あると思うんですが、それはいかがですか。

○委員長（三井美和香君） 建設局長。

○建設局長 こちらのことは今までになかった豪雨という形で、我々の予算ですとか、そうい

ったリソースをかなり超えているものでございます。それでもこのまま放置はできませんので、今後の雨水対策の在り方について、部会を設けまして検討することとしております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 新たな部会をという話がありました。私は本当に市民の皆さんが大変不安になっていると思うんですね、今回の豪雨を経験をして、また腰まで来るのではないかと皆さん不安になっている。あらゆる貯留槽に限らず、雨水対策の抜本的な強化を市民の皆さんは願っていると考えていますから、ぜひその部会でも、その基準はどうかという面から含めて、ぜひ抜本的な強化をお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答で質問させていただきます。

先ほどから皆さんが御質問されて、内容は理解しまして、発生土の処分方法やインフレスライドは一定の不可抗力があるので致し方ない部分があるかと。あと水中コンクリートも、事業者の働き方改革ということで致し方ない部分があるかとは思いますが、水中コンクリート以外の工法はそのときに検討されたのか、それ以外の方法で、よりプラスで、2億5,400万円より、もともとの金額とそれを足した金額よりも少ない金額でできる施工方法はなかったのか、専門的ですが、その辺りを教えていただけますでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 雨水対策課長。

○雨水対策課長 雨水対策課でございます。

水中コンクリート以外ということになりますと、こちらの工法自体が水中コンクリートではないとできない工法ですので、そこは違うんですけれども、こちらなんですけれども、工法自体ではなくて、ケーソン工法にしたのは、こちらの本施設に限られた用地の面積しかないというようなところで、容量の確保するためにオープンケーソン工法のほうを採用しております。ですので、その工法以外のものの採用を検討するのが現実的ではなかったというようなことではございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） そうなると、この現場に関しては致し方ないかとは思いますが、ここの雨水貯留槽はかなり大規模で、かなり特殊な事業だったのかと思うんですけれども、今後水中コンクリートが発生するような事業というのは、千葉市内で今後考えられるのか、それとも何かそれ以外の、もう少し安価な施工で今後はできるのかどうか、その辺りを、今後の予定も含めて教えていただけますか。

○委員長（三井美和香君） 下水道施設部長。

○下水道施設部長 今後、雨水貯留槽をどこに整備していくかというところにつきましては、まだ今のところ具体的な計画はございません。ただ、今、雨水対策課長が説明したように、今回、千葉公園内ということで、非常に用地が狭いというところで、貯留量を稼ぐにはやはり深くしないといけないというところがございますので、そのためには今回オープンケーソン工法というのを採用したというところで、例えば、今、公園に貯留槽を造っていますけれども、

そういうある程度面積が取れるところにつきましては、もっと浅く施工ができますので、そうなるとうたまた工法が違ってくるというところで、水中コンクリートを使わない工法というのは当然選択されると思っています。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 要望にはなるんですけれども、今後水中コンクリートが発生しない可能性のほうが高いと思うんですが、そういった水中コンクリートが発生する場合とか、工法がいろいろ複数あるようなので、どの工法というか、どのやり方が一番費用対効果が高く、なおかつ安全性が担保されている、より雨水の影響が少なくなるか、そのバランスを考えながら、ぜひ今回のを教訓にさせていただいて、今後の事業に生かしていただければと思います。

○委員長（三井美和香君） 建設局長。

○建設局長 今回、働き方改革という形で、もう水中コンクリートの打ち方が、今までの我々の24時間という常識を超えているという、それが通用しなくなったということなので、今回を教訓にいたしまして、そもそも遅延剤を使うという前提になりますので、それで工法の比較検討をして、どれが一番安価という形にしていきますので、工法検討のときに今回の価格というものを織り込みながら、今後設計に反映していきたいと思っております。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） ぜひお願いします。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第115号・令和8年度千葉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（三井美和香君） 賛成全員、よって議案第115号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

議案第120号審査

○委員長（三井美和香君） 次に、議案第120号・主要地方道生実本納線赤井町地区函渠整備工事（7-2）に係る工事請負契約に関する議決事件の一部変更についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。建設局長。

○建設局長 議案第120号につきまして、道路部長が不在のため、私のほうから説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料の5ページを御覧ください。

議案第120号、議決事件の一部変更について、主要地方道生実本納線赤井町地区管渠整備工事（7-2）に係る工事請負契約について説明させていただきます。

初めに、1の提案理由ですが、令和7年9月17日に契約を締結した本工事に係る工事請負契約について、インフレスライドの適用や設計変更の必要が生じたことに伴い、契約金額及び工期を変更するものでございます。

2の当初契約の概要でございますが、（2）施行場所は千葉市中央区赤井町地内ほかです。

資料の6ページをお願いいたします。

赤丸で示したか所が今回の施工場所となります。

5ページにお戻りください。

(3) から (7) の工事概要、契約方法、契約金額、工期、請負者は記載のとおりでございます。

3の契約金額の変更ですが、表の2段目、資材・労務単価等の変動に対応するため、インフレライド条項を適用することによる増額が5,624万3,000円。その下段、施工に先立ち実施した地質調査及び現地に即した迂回路の計画高さの見直しの結果、函渠整備時に土留めとして必要となる鋼矢板の一部が不要になったことによる減額が3,275万9,100円で、合計2,348万3,900円の増額となり、契約後の金額は16億8,061万4,100円になります。

資料の6ページを御覧ください。

4の工期ですが、迂回路整備に支障となる占用施設、水道、電気、通信の移設について、各占用施設の利用者との調整や、施工工程調整に当初想定した以上の時間を要したため、令和8年12月21日までの工期を令和9年3月31日までに変更いたします。

5のスケジュールですが、本工事分につきましては記載のとおりです。また、その他の工事といたしまして、令和8年8月から本工事と並行して舗装工事、10月から排水・擁壁工事に着手予定であり、令和9年3月に全ての工事を完了させ、供用を開始する予定としております。

説明は、以上となります。

○委員長（三井美和香君） それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） 一括で、工期の工事の状況だけ再確認したいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、議案説明資料5ページに書いております大きな2番の(3)工事概要です。4種類の工事が記載されていますが、これは全て着工済みという理解でよろしいかどうかの確認と、それと同じく、説明資料6ページの大きな5番のスケジュールのところです。令和8年10月から排水・擁壁工事、茂原側着手とありますけれども、この排水・擁壁工事というのは、1ページ戻って5ページの工事概要のところに書いてあります舗装工事に含まれるものなのか、そこを確認したいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 街路建設課長。

○街路建設課長 街路建設課、谷口でございます。よろしくお願いいたします。

1点目の工事は全て着手しているのかというところなんですけれども、迂回路の切替え後に実施いたします函渠工事と、あと補強土壁工事、こちらについては今後の着工という予定となっております。

続きまして、10月からの予定となっている排水や擁壁工事の件なんですけれども、こちらにつきましては、茂原側の排水や擁壁工事となるんですが、別途工事として発注するもので、別のものとなることとなります。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。未着工の部分があるということで、これか

ら別途発注工事として対応する部分があるということで確認いたしました。工期の変更が令和9年3月末日とありますので、そこに果たして間に合うかどうかという部分はあるかと思いますが、何とか工期内に納めていただけるように御尽力いただければと思います。議案については賛成でお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 一問一答でお願いします。

この赤井町地区の道路整備は、本当に長年の悲願ということで待ち望まれて、今回いろいろな設計の云々かんぬんで非常に心配したのは、さっき言われた本線の供用開始は、これは間違いなく、遅れることなく3月ということでよろしいのか、その辺を確認させていただけますか。

○委員長（三井美和香君） 建設局次長。

○建設局次長 供用開始につきましては、本線部は現時点では予定どおりいきたいと思っています。ただ、豪雨があった関係もあって、建設業協会の方々も災害復旧のほうにも御尽力いただいているという状況もあったりですとか、天候による遅れだとか、そういったことも懸念しないわけではないので、どうですかと言われたら、今の時点では予定どおりいきたいというところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） おっしゃるとおり、災害が今本当に、生実本納線は大変な被害を受けた道路でありまして、非常に本復旧も大変だという気がしていますが、あと気になっているのは迂回路ですよね。大網街道の函渠整備をやるときに、大網街道を迂回させる道路、あそこは要するに千葉南高校生がかなり自転車で通るんですね。私は、地域の皆さんからやはりあその安全対策をちゃんとやってほしいというお声をいただいていますから、その辺の安全対策を含めてどういう感じになるのか、お示しいただけますか。

○委員長（三井美和香君） 街路建設課長。

○街路建設課長 迂回路の安全対策等についてなんですけれども、迂回路につきましては、オンランプ、オフランプが大網街道にあるんですが、そこをまたがるように約160メートルの区間を迂回するものでございます。安全対策といたしましては、両側に歩道を2メートル設置するとともに、カーブをしておりますので、その部分についてガードパイプを設置して対策をしております。あとカーブ部分につきましては、車が滑らないように等でありますので、カラー舗装を行うというようなことを行います。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 分かりました。あと、この工事自体は先ほど来あったとおり、3月に本線を何とかやりたいということと同時に、今、副線の用地取得をされていると思うんですが、その用地取得の進捗状況がどうかということと、そこもいつ完成するんでしょうかという見通しを含めてお聞かせいただけますか。

○委員長（三井美和香君） 街路建設課長。

○街路建設課長 副道の部分についてなんですけれども、まず用地取得率なんですけど、副道部

分について、今現在97%というところとなっております。今後の見通しなんですけれども、3%なんですけどまだ少し用地が残っていること等がございますので、現時点で具体的な整備時期まで示すことができないんですけれども、早期の整備に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） 分かりました。ぜひ用地取得も並行してお願いしたいと思います。

最後にまとめになりますが、とにかく今回の豪雨がありました。私は、地元の皆さんから、今回外房線が止まり、生実本納線がストップしました。大網街道がもうすごくばんばんになったんですね。ですから、生実本納線の持つ意味というか重要性、これは我々緑区民だけではなくて、要するに外房の茂原の市民だとか多くの市民にとって重要な道路であると。そう考えたときに、今回ののり面だとか全体を含めて、今回のところもそうなんだけれども、のり面のところの安全対策というのは、先ほど来申し上げている今後の豪雨の問題もあるというところはあるんだけれども、それはやはり安全性、擁壁を含めて崩れないようにちゃんと、コストがかかるかもしれないけれども、やはり崩れたら崩れたであろうように止まるわけだから、住民の影響は甚大ですよ。だから、そこら辺を含めて、ぜひこの赤井地区も充実してやっていただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 一括でお願いします。

水道、電気、通信などの占用施設の移設に伴う調整に時間を要したとのことですが、具体的にはどのような調整に時間を要したんでしょうか。また、当初はどの程度の期間を見込んでいたのか、伺います。

○委員長（三井美和香君） 街路建設課長。

○街路建設課長 調整時間を要した具体的な内容なんですけれども、大網街道の埋設物につきましては、N T Tの重要回線であります光回線などが入っております。こちらのほうの移設に伴う施工日について、企業など回線利用者と調整する必要があるがございますので、それに日時を要したこと。また、さらに現場では水道や電気、その他通信線などが重複してしまいますので、この移設の工事の時期について工程調整を行った結果遅れたもので、当初2か月を予定していたものでございます。

○委員長（三井美和香君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。私からの質問は以上です。

所感を述べさせていただきます。今回については、占用施設の移設や事業者との工程調整に想定以上の時間を要した事情は今、理解いたしました。一方で、同様の大規模な道路工事では、水道、電気、通信などの占用施設の移設が工事全体の工程に今回のように影響することは今後もあり得ると思います。今回の経験を踏まえて、今後はより早い段階から、占用事業者との調整を進めることや、こうした調整期間を工程上のリスクとしてあらかじめ織り込んでいただくことも検討していただきたいと思います。議案については賛成でございます。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 1点だけ一括で、1問だけなんですけれども、今、工事の工期の変更で致し方ない部分もあるかとも思ったんですが、工期を3か月延長されるということで、ここがインターチェンジの主要道路というか、交通にかなり影響がある部分で、3か月遅れることによって、経済的な損失額みたいなところですかね、民間事業者の主に運搬事業者かと思うんですけれども、そういったところに与える影響はどのぐらいを見込むのか。また、こういった工期の変更、延長がそういった民間の事業者に与える影響をどこまでどのようにお考えなのか、お聞かせいただけますか。

○委員長（三井美和香君） 街路建設課長。

○街路建設課長 工期の延長による影響というところなんですけれども、今回の工事のほうにつきましては3か月間工事が延長されるところになるんですけれども、供用開始につきましては、今のところ今年度末の供用開始ということで、変更なしで今、努力をしていくところで進めているところでございます。ですので、供用開始の遅れがないことなので、経済的な影響だとかそういうものは、現時点ではないものと考えております。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 意見だけ。工事が遅れる、スケジュールどおりいかないというのは、そういうのは人がやることなのであり得るんですけれども、工期が遅れることによって、当然千葉市から、自治体からすると、物価高騰でインフレスライドとかという可能性が上がりますし、民間の事業者からすると、この期間で開通すると思っていたのにそこが遅れるということになると、民間の事業者にも経済的な影響が出てくるので、その事業管理というか、そこが決めた期間で終わるように、なるべく今後は管理を徹底したりとか、あとどうしてうまくいかなかったのかというのを積み重ねて、工期の遅れをなるべく減らすような形で今後進めていただければと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第120号・主要地方道生実本納線赤井町地区函渠整備工事（7-2）に係る工事請負契約に関する議決事件の一部変更についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（三井美和香君） 賛成全員、よって議案第120号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[建設局説明員入替え]

議案第121号審査

○委員長（三井美和香君） 次に、議案第121号・市道路線の認定についてを議題といたします。

それでは当局の説明をお願いいたします。建設局長。

○建設局長 議案第121号につきまして、土木部長より説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（三井美和香君） 土木部長。

○土木部長 土木部の柳澤でございます。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

建設局議案説明資料の7ページを御覧ください。

1の提案理由ですが、市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議決を求めるものです。今回提案しております市道の認定路線数は13路線です。

2の内訳ですが、都市計画法に基づく開発行為に伴い帰属された道路が12路線、幕張小学校前道路改良事業に伴う認定が1路線の計13路線となります。なお、当議案を承認いただきますと、市道路線数は1万4,964路線、路線総延長3,528キロメートルとなります。

説明は、以上となります。

○委員長（三井美和香君） それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 開発公園に関連した質問ができるのであれば一問一答でしたいんですが、それはできますか、開発行為に伴う認定道路の話なので、開発について。

○委員長（三井美和香君） 関係のあることでお願いいたします。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答でお願いします。

今回、都市計画法に基づく開発行為の認定道路が12路線増えるということなんですけれども、これによって何世帯ぐらいが増えるような道路の開通になるんでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 路政課長。

○路政課長 路政課でございます。

今の御質問についてなんですが、具体的な宅地の数については、私どものほうで把握はしておりませんので、お答えするのが難しいところでございます。申し訳ございません。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 少し気になっていたのが、千葉市の人口が100万人に近づいてきていて、そろそろいきそうというところがあるので、開発行為によってどのぐらいの世帯が増えるかが気になっていたんですけれども、ここ近年で認定道路の推移はどのぐらいか、過去5年とか最近の開発行為に伴う認定道路の推移をお聞かせいただけますか。

○委員長（三井美和香君） 路政課長。

○路政課長 御質問についてなんですが、ここ5年ぐらいの数値でお答えさせていただきますと、開発行為で、令和4年で38路線、令和5年で25路線、令和6年で39路線、令和7年度で23路線となっていて、減少傾向にあると私どもは考えております。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 減少傾向ということなので、恐らく駅から1キロの基準の1キロ圏内ではある程度もう開発の許可が埋まってきているのではないかと考えているんですけれども、比較的まだ開発可能なエリアというのは千葉市内で何区だったり、どこの地域があるかとかという現状は分かりますでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 建設局次長。

○建設局次長 すみません。エリアの面積については所管外で把握しておりません。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員、質問はこの議題のことでお願いいたします。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。開発行為が増えることで人口も増えていくところですが、同時に認定道路が増えるということは管理費用が増えるということでもあると思うので、そこはどちらがいいのかというのはあるかと思うんですけども、開発によってできた道路に関しては一しっかりと、道路もそうですし、下水道とかも含めて管理を徹底していただければと思います。千葉市が100万人都市にもう少しでなるかと期待していますので、ぜひこういった認定道路をもう少し増やしていただければと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第121号・市道路線の認定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（三井美和香君） 賛成全員、よって議案第121号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[建設局退室、都市局入室]

請願第3号審査

○委員長（三井美和香君） 次に、議案第3号・「花島公園～長作町～幕張駅～海浜幕張駅間のバス運行」の維持を求める請願を議題といたします。

なお、請願第3号の提出者より、意見陳述の申出がまいっておりますので、委員会を休憩し、意見陳述を実施いたします。

審査の都合により、暫時休憩といたします。

午前11時30分休憩

午前11時38分開議

○委員長（三井美和香君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

当局の参考説明をお願いいたします。

委員の皆様は、サイドブックのしおり4番、請願参考説明資料をお開きください。

それでは、説明をお願いいたします。都市局長。

○都市局長 都市局でございます。

請願第3号について、都市部長より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） 都市部長。

○都市部長 都市部でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、都市局の請願説明資料の2ページをお願いいたします。

請願第3号・「花島公園～長作町～幕張駅～海浜幕張駅間のバス運行」の維持を求める請願

でございます。

1、請願対象路線の概要ですが、まず、資料の下段を御覧ください。請願対象路線の位置などを示した図面でございます。請願対象路線は、ピンク色の破線で示しましたとおり、花島公園から長作町、幕張駅を經由して海浜幕張駅へと至る路線でございます。1日約130便運行しておりまして、利用者数は全線で約1,800人、そのうち幕張駅から北側、幕張駅から花島公園の区間となりますが、この区間では約1,000人となっております。

この路線に関しまして、本年3月、千葉シーサイドバス株式会社が運転手不足や道路の走行環境などを理由に、路線廃止を関東運輸局に届け出ております。当初の届出では、廃止予定期日は令和8年9月末で、図面ではピンク色の破線で示した区間のうち、右上側の区間、図面の中央辺りに幕張中学校と記載のある辺りに境目を示しておりますけれども、そこから右上の区間全てを廃止する内容となっております。しかしながら、その後、バス事業者と協議等を重ねた結果、廃止予定期日を令和9年3月末に繰り下げる届出をバス事業者が提出しております。

なお、その際、運転手不足の中で輸送力を確保し、10月以降も運行を継続するためには、運行を大型バスにする必要があり、運行ルートを変更せざるを得ないこと。また、ルート上で大型バスが方向転換可能な場所が長作町バス停にしかないことから、長作町から花島公園の区間を廃止することが示されております。

図面では、10月以降、既存ルートどおり運行する区間を青、運行ルートを変えて新たにルートとなった区間を赤、廃止となる区間を黄色で示しております。

また、直近では、バス事業者は令和9年4月以降も運行を継続する意思を表明しており、10月以降の利用状況などを見つつ、廃止の届出の取下げについても判断すると伺っております。

3ページをお願いいたします。

これまでの調整経緯の概要でございます。一部これまでの説明内容と重複しますので、かいつまんで説明させていただきます。

令和8年3月、千葉シーサイドバスから廃止届出が提出されましたが、翌4月、市などからの廃止期日の延長要請を受けまして、バス事業者から廃止期日をできるだけ延長する意向が示されました。令和8年6月には、9月末廃止を3月末まで延長する説明がありましたが、朝晩便を運行しない内容であったため、バス事業者へ再検討を要請しております。また、今回の廃止等について地域への説明責任を果たすよう、バス事業者に要請しております。

これを受けまして、7月には地元説明会を2回開催、その後、バス事業者は10月以降、朝晩便を確保して運行する意思を表明しております。その際、大型バスによる運行やルート変更などについても説明がありまして、また、日曜、祝日及び年末年始は運休する旨の説明もございました。

4ページのほうをお願いいたします。

令和8年8月には、改めて地元説明会を開催しまして、バス事業者より10月からの運行ダイヤなどについて説明がございました。

また、バス事業者から次の2点について見解が示されております。①といたしまして、3月末での廃止は考えず、4月以降も運行を継続する考えであること、②としまして、廃止となる区間については、将来にわたりやらないというわけではなく、現時点では運行上の課題があるので廃止するというものでございます。

続いて、3の請願に対する本市の考えでございます。（1）の請願の趣旨でございますが、千葉シーサイドバスの花島公園線は、1日1,000人の乗降客を有する路線であり、廃止されると多くの住民の日常生活に支障が出ることが明白である。利用者、地域住民の意見を十分聞き、市の努力によって、これまでどおりの交通網の確保をお願いしたく、以下の請願を行うものとなっております。請願事項としましては記載のとおりでございます。

（2）の本市の考えでございますが、請願路線は民間バス事業者、千葉シーサイドバス株式会社によって運行されているものでございます。各路線バス事業者は慢性的な運転手不足の状況であり、特に千葉シーサイドバスは所属運転手の高齢化が顕著であるほか、走行環境が悪いことなど、運転手不足が深刻化しており、現行の運行を基本とした維持は、物理的に困難な状況であると考えております。

廃止届出提出後、本市では廃止期日の延長等をバス事業者に要請するとともに、限られた運転手で地域の輸送力を確保するための方策として、大型車両の活用や、それに適した運行ルートの変更など、効率的な運行計画案を提案し、運転手確保に向けた支援を実施してきております。その結果、4月以降も運行を継続する意思がバス事業者から表明されております。

なお、輸送力確保のための大型車両の活用等により廃止となる長作町バス停から花島公園間は、他のバス事業者によって新検見川駅や八千代台駅までの路線が運行されているため、廃止による影響軽減のため、当該バス事業者に対して、増便や花島公園の乗り入れを要請しており、バス事業者は要請を受け、継続的に検討を実施してくれている状況でございます。

地元説明会や市の法定協議会などで議論や意見を踏まえ、地域やバス事業者、行政など、関係者で課題を認識し、課題解決に向けお互いに努力し、協議、調整を進めてきたことが路線の存続につながっているとの認識から、今後も路線バスの維持確保や持続性を高めるための施策などに引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 一問一答でお願いします。

まず、この代替交通、10月1日から廃止になる部分の代替案のところですけども、長作町バス停まで約500メートル、千葉幼稚園バス停まで約1,000メートルを徒歩で移動して、既存路線に乗り継ぐ方法などが示されていますが、今回影響を受ける高齢者や、つえを使用する方などにとって、これが実際に利用可能な代替手段となるのか、歩行距離、乗り継ぎ、待ち時間、運賃なども含めて、どのように検証しているのでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 交通政策課バス対策担当課長。

○交通政策課バス対策担当課長 交通政策課バス対策担当課長です。よろしくお願いいたします。

御質問いただきましたそれぞれの最寄りのバス停までの移動手段なんですけれども、500メートル、1,000メートルと距離は委員のほうからお示しいただいたとおりなんです、公共交通に乗り継ぐの大前提として、誰もが利用できるものが公共交通という形になっていますので、一定のバリアフリーがなされているバスに対して乗車できる方を対象に、代替交通の検討のほうを進めてきているところです。

一定の障害を持たれていて、路線バスに乗れない方については、介護タクシーや福祉タクシ

一等々の活用をお願いしていくという形での周知に努めていきたいと考えております。

また、乗り継ぎの利便性や運賃等々についてですが、まず、花島公園から千葉幼稚園に行くまでの間は約1キロと距離がありますので、既存の走っている路線であります新検見川駅に行く検見川南線を、まず花島公園のほうに乗り入れるように、こちらは新規で乗り入れることを要請しております。

同時に、こちらについては若干新規の路線になってハードルが高い部分がございますので、既存の八千代線、これはもう既に花島公園の入り口と花島公園のところからバスが出ておりますので、こちらについては増便ということでの要請をかけております。

実際、今現在はこちらのほうが1日5便しか運行しておりませんので、こちらのほうの増便を要請することで、1キロの距離に対して千葉幼稚園方面には増便で対応することができますので、千葉幼稚園のバス停や、もしくは第三集会場のバス停から、新検見川方面行きのバスに乗っていただくという形での移動は可能になります。

運賃の乗り継ぎの部分ですけれども、京成バスとしては乗り継ぎ運賃のサービス自体が今、ＩＣカードでも現金でもできない状況になっているんですが、ただし、ＩＣカードの定期が金額制定期になっておりますので、例えば、海浜幕張方面に行かれる方であれば、幕張駅からの定期を持っていれば、全区間が380円以内で終わりますので、無料で乗ることができるというような制度がございますので、そういったことについても増便や乗り入れの方向性が見えた時点で、きちんと地域のほうには周知していきたいと、このように考えております。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。代替便については、すごくよく分かりました。

先ほど出ました福祉タクシーのところなんですけれども、お聞きしたところ、福祉タクシーを利用しようと窓口相談したところ、障害者手帳がないため対象外と言われたというお話を伺っています。つえを使用すれば歩行できるものの、公共交通がなくなると、日常生活上の移動が大きく制約されるような方について、現在利用できるような支援はあるのでしょうか。

また、既存制度では対応できない場合、市としてどのように把握し、どのような支援を検討していく考えでいらっしゃいますか。

○委員長（三井美和香君） 交通政策課バス対策担当課長。

○交通政策課バス対策担当課長 すみません、直接の所管ではないので、詳細のところをお答えできず申し訳ないんですが、知っている範疇でお答えいたしますと、介護保険等々が適用にならない方については、委員がおっしゃられたとおりの取扱いになっていると承知しておりますが、一方で、福祉有償輸送や、あとは買物支援サービスで社協が事前に登録をすれば、お買物に行ったりするときに乗っていく輸送サービス等々はございますので、そちらのほうについては、たしか無償でサービスが提供されておりますので、そういったところについても庁内で連携して周知できるようにしていきたいとは考えております。

○委員長（三井美和香君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 分かりました。質問は以上でございます。

併せて意見も言わせていただきます。今回の請願について地域住民、とりわけ高齢者や障害のある方、移動に困難を抱える方の生活の足を確保する必要性については、十分理解していま

す。一方で、本請願は花島公園、長作町、幕張駅、海浜幕張駅間のバス運行を現行の運行を基本に維持することを求めるものです。

市からは運転手不足や狭隘な道路環境等により、現行の運行形態をそのまま維持することは物理的に困難であり、限られた運転手で必要な輸送力を確保するため、ルート変更や車両の大型化などを含む見直しを進めてきたとの説明がありました。

私は現行の大型バス運行を維持すること自体を目的とするのではなく、交通手段がなくなることによって日常生活に支障を来す方に対し、その実情に合った移動手段を確保することが重要だと考えます。実際に今回廃止となる区間を利用している方の中には、つえを使用して生活しているものの、障害者手帳を持っていないため、福祉タクシー等の既存制度の対象にならない方もいます。こうした公共交通がなくなると、生活上大きな影響を受ける一方で、既存の福祉制度の対象にはならない方への対応は、今後、市としてしっかり検討していく必要があると考えます。

以上から、請願の背景にある地域住民の移動手段を守るという趣旨には理解するものの、提出された請願事項である現行の運行を基本に維持することには賛成できないため、本請願については不採択と判断します。

なお、市に対しては、既存制度の対象外となる移動困難者を含め、今回の路線廃止によって生活上の支障が生じる方を把握し、既存制度の運用見直しや代替交通の確保など、実情に応じた移動支援を進めるように求めます。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） 御説明ありがとうございました。

私のほうからは質問はなしで、意見のほうを述べさせていただきたいと思います。

まず、今回のこのバス事業者からの廃止の届出が、物すごく市民生活に影響を与えているということは私自身も認識しておりますし、また、沿線住民の市民の方からも物すごく御意見、時にはクレーム等を直接いただいたりして、都度、市当局と一緒に対応していると、そのような状況でございます。

本当に市民の方の、この沿線住民の方の悲痛な叫びというのは直接伺っているという上で、本件請願について改めてこの文書を拝見させていただきました。

まず、この本件請願は、バス路線の維持を求めるという請願ということなのですが、先ほど当局から説明もありましたように、本件バス路線は民間事業者が運行しているバス路線、市営交通ではなくて、民間事業者が運行しているバス路線でございますので、そもそもその民間バス路線、民間事業者が運行しているものに対しての運行の継続を求めるのを市に対して行うのが果たして妥当なのかどうかというところが、まずそこが判断に悩むというか、違和感を感じたのは正直なところでございます。

さはさりながら、この文書を改めて拝見した中で、市の努力というところがまず1つございます。市の努力という点では、先ほど来御説明もあったとおり、いわゆる運転手不足という限られたこのリソース、条件の中で、届出どおりであれば、9月末で路線そのものが全部なくなってしまうところを、何とか市当局が地元説明会とか市法定協議会で議論とかをまた踏まえて、地域、事業者、行政と一緒に課題解決に向けて尽力した結果、まずは3月末までの運行が確定

するに至ったと認識しております。

また、請願の文章の中にあります、特に利用者及び地域住民に対しての地域住民の意見を十分聞きという部分につきましては、繰り返しになりますが、地元説明会を3回にわたって開催しておりまして、いわゆる住民の方の意見、要望を聞く場であるとか、あと質疑応答の場とか、これも設けているというところが事実でございます。

そういったところから考えると、市の努力という点では最大限の努力をしていると。また、限られたリソースの中で、3月末までの運行継続を確約させたというところについては、市当局の御努力、尽力については最大限だと判断すると思いますので、請願の文書にあります市の努力という点では、願意を満たしているのではないかと思われることと、あと、やはりそもそもの請願提出先の妥当性を考慮すると、本件請願そのものは採択し難いと考えております。その意見でございます。採択し難いという意見です。

ただし、繰り返しになりますが、住民の方が本当にお困りであるということは、私自身も認識しておりまして、特に今回は限られたリソースの中での区間の短縮ということになってしまいます。なので、この区間の復便も含めて、また今後こういった交通体系が一番いいのかということは、引き続き市当局と協力しながら、一緒になって取り組んでいく所存であるということをも明確に申し上げて、意見表明といたします。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 田畑委員。

○委員（田畑直子君） まずは、地元住民の方の御不便な状況については、十分理解するところではあります。さらに、当局におかれましても、市に責任と権限がない中で、民間バス事業者と住民の方々の間に入り、粘り強く交渉いただいたことに感謝し、御尽力に敬意を表したいと思っております。

我が会派の議員も、この都市建設の花見川区の選出の議員とともに、地域住民の声をすくってきたとも認識しているところでございます。

この間、当局もさることながら、バス事業者においても御努力され、地域住民の方々の声も反映され、全ての路線や本数の復活とはいかないものの、一部復活や代替案なども検討され実行されるということについては、成果として捉えておるところです。さらには、この間バス運転手確保においても行政がバス事業者と連携して、人員確保に努められたり、回転しづらい道路環境についても改善に取り組まれるなど、周辺環境についても尽力されたと認識しております。

今回提案されたものが地域住民の方の全ての要望を満たしている状況ではないということは理解しておりますが、やはりバスの運転手不足であるとか、利用者の減少ということについても、公平性のバランスからもしっかりと私どもは捉えていかなければなりません。ですので、今回バス事業者が御努力した分、バス利用者数をしっかりと維持し、経営の安定につながるということも注視していく必要があると思います。

当局におかれましては、今後も継続して地域住民の方、それからバス事業者と継続な交渉であったり意見交換を行う中で、地域住民にとって最適解の取組を図っていただきたいと思いますし、まずは市の責務としては、バス事業者が安定的に運行できる環境整備について、バス運転手支援であるとか、様々な補助事業を行っております。こういう形で事業者を応援していただくこ

とについても引き続きお願いしまして、今回、地域住民の方々のお気持ちは理解するものの、請願の趣旨としてはバスに責務がないということから、賛成いたしかねるという判断に至りました。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 意見を表明させていただきます。花島公園、長作町、幕張駅、海浜幕張駅間のバス運行の現行を基準として維持することを求める請願については、反対の立場を表明します。地域住民にとってバス路線が重要な生活交通であることは十分理解しておりますし、通勤、通学、病院、買物などの市民の移動手段を確保することは、地域公共交通計画上、行政にとって重要な課題です。

しかしながら、現行の公共交通を取り巻く運転手不足などの現状下で、現行の運行形態をそのまま維持することを求めることは、必ずしも持続可能な公共交通の確保につながるとは考えられません。

資料によれば、千葉シーサイドバスは運転手不足や道路の走行環境を理由に、花島公園、長作町線等の路線廃止を届けております。花島公園、長作町間については廃止となりますが、長作町から海浜幕張間については運行継続の方針が示されて、運転手不足が深刻化する中で、現行の路線本数の維持を行政が求め続ければ、限られた運転手や車両を非効率的な運行に固定することにもなり、結果として公共交通に影響を及ぼす可能性があります。

また、公共交通を維持するためには、現行の路線本数をそのまま残すことと、住民の移動手段を確保することと分けて考える必要がありますが、加えて、何よりバス事業者が事業継続しないとする要因の解決が重要です。

請願の地域住民の交通手段確保という趣旨には理解しますが、花島公園、長作町、幕張駅から海浜幕張駅間のバス運行の維持を求めるという項目については、現状の運転手不足や事業者の経営状況、公共交通全体の平衡性や持続可能性の確保の観点から、採択には反対します。

事業者との協議の中では、ただ単に現行路線の維持でなく、限られた運転手で地域に必要な輸送力を確保するための方策の検討がなされています。具体的には大型バスを使用し、走行環境のよい道路への運行ルートの変更など、より効果的で、かつ持続可能な運行計画案を示し、事業者と協議、調整を進め、結果、バス事業者から4月以降も運行を持続する意思が示されました。

また、廃止となる長作町から花島公園間につきましては、新検見川駅や八千代台駅まで運行しているバス事業者に増便の要請など、代替交通の確保もなされています。利用者実態を十分に調査、分析し、千葉市とバス事業者、地域住民で引き続き協議を重ね、地域の実情に合った持続可能なバス路線の維持を求めていくことを求めて、終わります。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言はございますでしょうか。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 私から請願の紹介議員として何点か、また、当局のほうにもお聞きしたいと思いますが、まずはこの間、本当に3月に廃止の届出が出て、この半年間にわたる大変な御苦勞があったらうと、関係当局の皆さんにまずは感謝と敬意を申し上げたいと思います。

最悪の事態を免れたということは重々理解しています。だけれども、今回の請願の趣旨の中にありますとおり、花島公園から長作町のルートがすばっと廃止されてしまうという、ここに

最大の問題点が今、浮上しているわけでございます。

それについて、そもそもこの利用者数というのは、1日にどの程度あったのかということと、先ほど来請願者が、要するに病院だとか花島コミュニティセンターにアクセスをしたいという住民の皆様の利用が制限されてしまう。この辺の影響については、市はどのように考えているのか、まずお聞かせいただけますか。

○委員長（三井美和香君） 交通政策課バス対策担当課長。

○交通政策課バス対策担当課長 2点御質問を頂戴いたしましたので、1問ずつお答えいたします。

まず、花島公園から長作町間の利用者数、こちらのほうは平日ベースで1日約200人となっております。

2問目の問いでございます、病院やコミセンへの利用者への影響という観点なんです、現状、全体としてその廃止対象となった路線自体は、平日で1,800人利用していて、特に幕張駅から花島公園の間は、シーサイドバス単独で運行していた区間になりますけれども、ここは1日約1,000人の方が利用していたというような状況になっております。

コミュニティセンターに来られる方等々については、確かにシーサイドバスで利用されている方も多かったとは思いますが、駐車場の満杯になったりするような状況等々も確認しておりますので、車で利用の方も非常に多いのではないかとすることは承知している状況です。

ただ、バスに乗っている人が、どこでどのような活動をするためにバスに乗っているかというようなつぶさな検証等々はまだできておりませんので、バス事業者のほうには前回の法定協議会のときにも求めているんですが、10月以降の運行の状況の中で利用者数のカウントもしますし、アンケート調査等々も確認する中で、バスの利用とその移動先みたいなところを全部押さえるというようなことについての協力要請はしているところでございます。

繰り返しになって恐縮ですが、廃止になる10月からの区間については、現在、路線バスが、数の問題はありますけれども、一定数運行しているという事実があって、それに対しての増便等々については、影響を抑えるために要請しているというのが今の状況でございますので、この対応をしっかりと他のバス事業者に求める中で、また、その対応もきちんと市がバックアップする中で、影響の軽減について努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） そのコミュニティセンターの影響が云々かんぬんという、その辺の事情が分かりませんという話はあるんだけど、私が重大だと思っているのは、コミュニティセンターというのは今回の災害時の避難場所にもなっているんですね。

先ほど来御説明のあったとおり、八千代台線はそちらに乗り入れていると言うんだけど、それは八千代台のほうに行くわけで、だから従前のこちら側に行くアクセスとしては、さっき言った千葉幼稚園までは行かなければいけないと。その距離は本当に大変な距離だと思うんですよ。

だから私は、もちろん頑張っていたいたのは分かるんだけど、今回の住民の皆さんは、短時間で1,000筆ですよ、この重みというのを、どうですか、さっきの他市路線の京成への乗

り入れ、これが複数あちこちに行き来はしているんだけど、これをもって、この1,000名の住民の皆さんの願いは十分満たされるだろうか。この辺の受け止めはいかがですか。

○委員長（三井美和香君） 交通政策課バス対策担当課長。

○交通政策課バス対策担当課長 委員からの厳しい御指摘は、よく理解できるものもありますし、住民説明会においても、過去3回やっている中で、多数の御意見は頂戴しております。

ただし、地域公共交通を現時点で、今ある民間事業者の中の協力を得ながら維持していくためのベターな策として、私たちだけではなくて、有識者の意見等々も踏まえた中で、効率的な運行の仕方ということで、限られた運転手の中でルートの変更をして、残念ながら長作町と花島公園間は運行ができない区間になっておりますけれども、そういったところも考慮する中で、今回御提案をして事業者と調整を進めてきたという経緯については、御理解いただきたいと思います。

他の事業者にも代替交通の要請もしておりますし、幸いこのような調整をしてきている中で、現運行事業者である千葉シーサイドバスも、将来にわたって運行しないわけではないというような意思表示もしておりますし、かつ走行環境の充実や改善等々についても、事業者からも意見を頂戴しましたし、また、この場でも各委員の先生方からも御意見を頂戴しておりますので、花島公園のスムーズな乗り入れ等々についての回転場のところについても、事業者と調整を進めておりますので、そういった環境整備や機運の高まり等々の中で、事業者には復便等を求めていきたいと思っています。

○委員長（三井美和香君） 樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） 今お話のあった、花島公園の大型車両を展開できるようなロータリーの改修はいつ頃を目途にやって、その復便ができるとするのであれば、それはどういう時間、スパンがかかるのか。つまり、私はこの200人の空白を何とかしなければいけない。それは皆さんも同じ思いだと思っていて、何とかしなければいけないというところで、では、大型車両のロータリーは、いつやる見通しなんでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 都市部長。

○都市部長 都市部でございます。

いただきました花島公園のロータリーの件は、現在その事務所のほうとも改修に向けて、その可能性なども含めて検討しているところでございます。それがいつできるかというところも、今現在明言できないところは、やはり今現在そのロータリーには、障害者の方の駐車場もありまして、大型バスが入ってくると、その駐車場のところに止まるだろう車に接触してしまう可能性も考えられておりまして、そこを慎重に見極めなければいけないというところを今考えておりますので、申し訳ございませんが、今時点では考えてはいるし、やりたいと思っているけれども、いつというところは申し上げられないというところがございます。

あと、もう一つだけ申し上げたいところが、やはり我々としまして、今の状況をよしと思っているわけではございません。ただ、地域にとってどういうものが一番いいのかというところは、やはりそれぞれの地域の方がどこにどういう目的で行くかというところの現状を把握して、そのためにリソースをどこに割り振ればいいのかというところを、事業者と一緒に考えなければいけないと思っています。

頑張ってこの部分をやった結果、ほかの地域で廃線になってしまうというところは、とて

も我々としては認められないことになりますので、そのあたりは冷静に分析したいというところもありまして、今、代替の交通手段として、何度か御説明している路線のところの増便や、それ以外の花島公園側に寄ってくれないかというお願いも、それに伴ってどのぐらい時間がかかるかということも、当然見極めなければいけないと思っていますので、我々はそういうところも引き続き、地域の皆様の御意見をいただきながらやっていきたいと思っておりますので、そのあたりも御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） 樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） ありがとうございます。気持ちはよく伝わってきました。

要するに、復便に向けて課題になっているのは、もう再三再四申し上げられているとおり、運転手の確保だという話があると。私は、これは市がやる頑張って免許の取得支援だとか、公開求人をやったり、いろいろやっていると私も重々承知しています。

今回、シーサイドバスは市の運転手確保事業で何人確保できたのか。仮にこの花島公園までの路線を維持するために、シーサイドバスは何人の運転手の確保が必要なんでしょうか。この辺のやり取りについてお聞かせいただけますか。

○委員長（三井美和香君） 交通政策課バス対策担当課長。

○交通政策課バス対策担当課長 2点御質問いただいた中で、1点目の市がシーサイドバスに運転手を支援した概要等々なんですけど、まず今年度、人材確保支援ということで、エージェントを通じて、バス事業者のほうに免許を持っている人を紹介するというようなものに対しての支援制度を立ち上げましたので、その制度を活用いたしまして、2名が運転手として試験採用となりました。

ただし、職場環境になじめなかったりとか、走行環境が悪いとか、そういったこともございまして、定着には至らなかったと聞いております。これが1点目です。

2点目のあと何人確保できれば元に戻せるのかということについては、バス事業者という調整をしないと見えてこないところなんですけど、分かる範囲内でお話ししますと、今のシーサイドバス自体は27名の運転手で、路線バスに従事している人が16名いらっしゃるって聞いております。

その中で何人かが辞めていく中で、路線の確保が難しいという状況だったんですが、中型バスから大型バスに変えたことによって、限られた運転手でたくさんの人を運ぶことができますから、非常に効率的な運行になってきているというようなことであるんですけども、いずれにしても、運転手不足が厳しい状況だということは聞いておりますので、運転手をどれだけ確保すればいいのかというよりも、そもそも運転手自体の数をもっと余裕をもって営業ができるように増やしていくという取組を聞き取って、それに即した支援等々については、引き続き考えていきたいと思っております。

○委員長（三井美和香君） 都市部長。

○都市部長 1点だけ補足をお願いします。

実はこの新しく立ち上げた求人エージェントの件なんですけれども、我々のほうで6名、運転手を事業者のほうに紹介しまして、その結果2名が採用になったと。ただ、その中でもやはりいろいろな環境ですとか、ほかの会社との比較もあると思うんですけども、最終的にその2名もお辞めになってしまったというところでございます。補足でございました。

○委員長（三井美和香君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 定着できなかったというのは、非常に何か、施策展開したけれども悔しいところはあるという気がして、私はこの運転手確保支援については、かねてから申し上げているとおり、例えば、市原市とかだと運転手着任給付金みたいな、30万円を出しますとか、横浜市などは、要するに若い人を定着させるために家賃補助を、これは要するに今、保育士とかでもいろいろやっているでしょう。だからこういう施策をバス事業者にもやらないと、若い人の定着はなかなか、もちろんさっき言った環境もあると思うんだけど、それをもう少し踏み込んだ施策検討が必要ではないかと思うんです。その辺の検討はいかがですか。

○委員長（三井美和香君） 都市部長。

○都市部長 委員がおっしゃるような各市の状況というのは、我々も把握してしまして、調査、研究を進めているところでございますが、あくまで一例で申し上げますが、例えば、お隣の市原市がやっている着任のやつも、何年間いると、例えば、10万円とか30万円をくると。我々が同じ制度をしたときに、こちらに来て、また同じような制度を取ってということを延々やられてしまうと、正直我々は運転手の確保も大事なんですけど、まず運転手になりたいという方たちをまず増やす、業界としての運転手の数を増やすことで、地域全体の路線の維持につながるというところがありまして、そういう観点で、今までは支援制度をいろいろ考えさせていただいているところがございます。

ただ、市原市のその制度を全く否定するものでもないですし、会社の方たちがそういうことに取り組むというところの意思疎通の中で新たな支援制度を考えるということは、十分考えられると思っておりますので、今現在バス事業者の皆様とは、ワーキンググループなどを頻繁に開催して、運転手確保の問題ですとか、あるべきバスネットワークの姿だとか、そういうところをざっくばらんに意見交換させていただいておりますので、その中でまたアイデアなどを抜き出しながら、実践まで持っていければとは考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 特に若い人を確保するということでは、今本当に物価高騰で賃金が上がらないという中で、やはりインパクトというか、インセンティブのこの強弱がやはり必要だと思っているんですよ。だから本当にこの手の話がどこでも、今回は花見川区で起きたけれども、2年前には緑区で起きたわけですね。だからもっと力を入れてくれという思いが私にはあるわけでありまして、ぜひ他市がやっているから取り合いになるとか、そういうことを言っていないで、そこをお願いしたい。

もう一点は、バスを維持するための支援事業というのをこの間提案して、1億5,000万円で作ってきましたよね。これはこのシーサイドバスに展開されていたんでしょうか。

例えば、今回のように路線が途中から途切れると、では、ここは赤字だったんですか、そこに支援はできなかったんでしょうかという点をお聞かせいただけますか。

○委員長（三井美和香君） 交通政策課バス対策担当課長。

○交通政策課バス対策担当課長 いわゆる委員が御指摘の運行欠損額に対しての支援というものについては、今年度、1億5,000万円の予算を頂戴しているところです。今年度については、まだ配賦等々はできておりませんが、過年度、制度ができた初年度については、シーサイドバ

スに対しても支給の対象としておりました。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） 今回の長作線のところは対象にはなるんですか。

○委員長（三井美和香君） 交通政策課バス対策担当課長。

○交通政策課バス対策担当課長 シーサイドバス自体は、全系統が収支上は赤字路線になっておりました。あと今年度、当然この路線に対しても収支といいますか、運行欠損額が生じれば、赤字対象支援として申請がなされてくれば、それは対象になるものと考えています。

○委員長（三井美和香君） 樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） ぜひ、それはもうお願いして、しっかり支援していただきたい。

最後の質問なるかもしれませんが、私は、先ほど来申し上げたように、2024年に緑区で、いわゆる鎌取駅から都賀駅までの都賀線と大椎台線というのが廃止になるということで、市の皆さんに頑張ってもらっていて、私はあのとき、当時、住民の皆さんの署名を700筆ぐらい出したのか、市は早速動いてくれて、大椎台線はデマンド交通を展開した。都賀線においてはコミュニティバスというのを展開したんですよ。

都賀線というのは1日100名だという話です。今回はさっき言ったとおり200名ですよ。しかもコミュニティセンターに行くという、まさに公共性を伴う路線がなくなるということに対しては、非常に住民への不利益、公共性への影響が大きいと。

そう考えたときに、もちろん今回、3月に廃止の届出が出されているから、行政側の対処にはもう限界があるというのは、私は重々承知しているんだけど、運輸の届出だとか。だからコミュニティバスというのは、今回の検討で何とか代替的に早くやれるようなということも考えられていなかったのか、その動きというのはどういう見解でしょうか。

○委員長（三井美和香君） 都市部長。

○都市部長 都市部でございます。

お話をいただきました2024年の当時の話は重々承知しておりまして、大椎台線のところは、そこから土気駅までの利用者数のカウントですとか距離などを踏まえて、デマンドタクシーのほうの運行をさせていただいております。

鎌取駅から都賀駅のところは、やはり路線自体が非常に長くなるというところがあるのと、やはりデマンドのタクシーだと頑張って4人、中型でも5人乗れるかどうかというところになりますので、その利用者を完全に取り入れ切れないというところがあるので、より大型なバスを選択して、コミュニティバスというところの運行考えているところでございます。

さらに今回のこの路線の廃止になる部分についてどうだということのお話なんですけれども、基本的に市のほうで取り組むデマンドバス、コミュニティバスというものを動かすためには、既存の路線バス事業者の御理解がいただけないと運行ができないというところがありまして、既存路線があるところにそれを入れるというところは、非常にハードルが高いと。

なぜかという、せつかくの民間バス事業者の利用者の方たちをこちらが奪ってしまって、民業圧迫につながってしまうというところが非常に懸念されるというところがありまして、我々も慎重な取扱いをしているところでございます。

そういうところがありますので、既存路線の増便ですとか、迂回をしてもらうですとか、既

存のバス事業者にさらに頑張ってもらうところを今、主眼に動いているところがございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） 分かりました。最後にまとめになりますけれども、私から申し上げたいのは、本当にバス運転手の不足を起因として、この手の減便廃止というのが、これはもう市内各所で起きていると。もちろんそれは市がどこまでフォローアップできるのかというのは、本当に予算との兼ね合いもあるし、限度はあるとは思っただけけれども、やはりそこをもう少し強化していただきたい。こういう事案が起きないような支援に一層取り組んでいただきたいということです。

今回、委員の皆さんが御指摘のとおり、重要な路線であるという認識は、これはもう紛れもない地元の皆さんの意向もあると思ひまして、ただ、言い回しとして、現行の路線を基本的に維持してくれというところが明文化されていると。そこはどうかという御指摘がありましたけれども、ある意味、請願者の皆さんも、とにかくあそこの空白を何とかしてくれという思いでの請願だということを御理解いただきたい。つまりシーサイドバスであろうがなかろうが、やはりあそこの地域で交通をちゃんと維持してほしいという思いでの請願であるということをお理解賜えればと。ぜひ、御賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答です。

先ほど樫澤委員も人材不足というか、運転手不足に関する質問をされていましたが、そこは千葉市は一旦やっていて、今後も拡充なりというのはやっていただきたいんですけども、別の視点で、2020年に国のほうで独占禁止法特例法が施行されたということで、人口減少や運転手不足に直面する地域において、国の認可を受けることで、民間バス事業者同士の路線の再編とかダイヤの調整、共通運賃の設定といった共同経営が合法化されました。

既に熊本市周辺では5つのバス会社による共同運行がもう始まっているようですし、岡山市や広島市、あと北海道など、都市部ではないのかもしれないんですけども、全国各地でこういった制度を活用した運行の効率化と路線の維持の実績が出てきているようです。

今回は千葉市の都市部になってくるかと思うんですけども、こういった国の新たな制度の活用が千葉市でも可能なのか、今後そういった可能性、またデマンドタクシーとか、そういった自動運転はまだ先の技術としたときに、現実的な解決策として、こういった国の制度を活用した取組が千葉市でもできないのか、伺います。

○委員長（三井美和香君） 交通政策課バス対策担当課長。

○交通政策課バス対策担当課長 議員が御指摘のところにつきましては、活性化再生法という法律の下に独禁法の改正等々がなされて、共同経営体の設立や協議運賃の制度等々が認められたということについては承知しておりますし、この関係については、バス事業者ワーキングの中等でも話題にしていることはございます。

ただ、本市の今回のこの路線等々につきましては、幸いなことに廃止と意見表明をされた事業者も、事業存続に向けた希望的な御発言もございますし、他の事業者のほうも運行しているような区域でございますので、共同体みたいなところまで行かずとも、例えば、共同運行の可

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

能性とか、今走っているA社に対してB社がそこに乗り入れて一緒に運行するような形態等々は、海浜幕張や他の地域でも行われていますので、そういったところでも対応できると思いますので、引き続き新しい御指摘の制度等々についても研究する中で、対応策についてはまた考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 今回、2024年に緑区の件もありましたし、今回も花見川区、緑区と若葉区の路線ですし、今回、花見川区と美浜区もつながりませんということで、今後、千葉市全域でこういった同じような路線バスの問題が出てくる可能性があるのも、こういったこの新たな国の施策を使うタイミングもあるかとは思いますが、検討、研究はしていただければと思います。

今回の請願に関しては皆さんと同じで、現行の路線を維持するという点に関しては、なかなか現状難しいと。このお話をいただいた条件を考えると厳しいとお見受けしましたので、新たな千葉市が調整していただいた、独自に調整していただいているやり方は、私は個別にはすばらしい取組をされていると思いましたので、現状の運行を維持するという点に関しては、少しここは反対というか、生活を維持する上で現状の路線を維持したいという気持ちは分かるんですが、今回の請願に関しては、反対の立場を取らせていただきます。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに発言がなければ採決いたします。

お諮りいたします。

請願第3号・「花島公園～長作町～幕張駅～海浜幕張駅間のバス運行」の維持を求める請願を採択送付することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（三井美和香君） 賛成少数、よって、請願第3号は不採択と決しました。

それでは、暫時休憩いたします。

再開は13時30分といたしますので、よろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

午後0時30分休憩

午後1時30分開議

請願第4号審査

○委員長（三井美和香君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは、請願第4号市営住宅を目的外使用により、学生を入居できるようにして生活支援を行うとともに、地域の活性化を図るよう求める請願を議題といたします。

なお、請願第4号の提出者より意見陳述の申出が参っておりますので、委員会を休憩し、意見陳述を実施いたします。

審査の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1 時30分休憩

午後 1 時38分開議

○委員長（三井美和香君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

当局の参考説明をお願いいたします。

ガイドブックのしおりをお開きください。

では、よろしくお願いいたします。都市局長。

○都市局長 都市局でございます。

請願第4号について、建築部長より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） 建築部長。

○建築部長 建築部でございます。

請願4号について御説明いたします。着座にて失礼します。

お手元の請願審査説明資料の6ページを御覧ください。

まず、1、請願の趣旨ですが、市営住宅での空き家の増加や入居者の高齢化等により自治会等の担い手不足が課題となっている。また、学生が入居するアパート等の家賃も物価高騰で値上げせざるを得ない状況で、学生生活に係る保護者及び学生本人の負担が増えている状況となっている。そこで、学生の生活支援と地域課題を解決し、地域の活性化に資する取組を早期に実施するよう求めるというもので、請願事項は、市営住宅を目的外使用により、学生を入居できるようにして生活支援を行うとともに、地域の活性化を図るよう求めることでございます。

次に、2、本市の考え方ですが、令和8年6月の国からの通知では、地域の実情に応じて、子育て世帯や地域を支える人材の居住やコミュニティ形成や生活支援に資する施設としての活用など、公営住宅ストックをより柔軟かつ効果的に活用する方向性が示されました。

本市においても高齢化が進む市営住宅の活性化を図るため、上層階の空き家を活用し、大学と連携して学生に市営住宅を提供するモデル事業について実施を検討しております。

なお、本事業は、学生の入居を通じて自治会活動の支援や地域交流の促進を主目的とすることから、入居要件に学生の生活困窮に関する項目は設けずに実施する予定です。

請願第4号の説明は、以上でございます。

○委員長（三井美和香君） それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答形式で質問させていただきます。

今の学生の方が御要望されていましたが、学生の方にこういった市営住宅を貸していくに当たっての需要を、千葉市はどのぐらい把握されているのか、お聞かせください。

○委員長（三井美和香君） 住宅整備課長。

○住宅整備課長 住宅整備課でございます。

千葉市にある大学生全体の学生のニーズというのは把握していないところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 学生の方がお話をされていたので、かなり需要があると感じましたが、現在千葉市の市営住宅では何戸ぐらいが空いている状態になるのでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 住宅整備課長。

○住宅整備課長 住宅整備課でございます。

市営住宅のうち、政策空き家ですとか、目的外使用で使っているような住宅を除いた空き家につきましては、約1,100戸あるところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） かなり空きがあるということで、私も学生の方が利用していただくのはいいと思いますし、モデル事業もされるので、この動向を注視したいと思うんですけども、一方で8月に千葉豪雨があったかと思うんですけども、そちらで被災された方の住宅の確保に関して、こういった市営住宅の提供も含めた取組についてはあるのかどうか、あるとしたら何戸ぐらい提供されるのか、お聞かせください。

○委員長（三井美和香君） 住宅整備課長。

○住宅整備課長 住宅整備課でございます。

市営住宅の目的外使用といたしましては、従前から火災に対する利用ですとか、DV被害者への使用ですとか、そういったものを行ってございます。

その中で、今、委員がおっしゃった今回の災害に対する市営住宅の目的外使用といたしましては、合計30戸を用意いたしまして、提供している状況でございます。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 空きが1,100戸あって、被災された方への提供はまだ30戸しか予定されていないということなので、そこをどう考えるかなんですけれども、私個人的には学生の方のために、事業を早期に提供していただきたい気持ちは当然ありますし、将来的にはそのようにモデル事業もされるので、そうなっていくと思うんですが、まず千葉市において、先月の千葉豪雨の影響がかなりありましたので、そちらを優先させていただいたほうが、まずはそちらがどのぐらいの被害があって、30戸で足りるのか。1,100戸あれば足りると思うんですけども、一旦そちらのほうを優先させていただいたほうがというところで、学生の方の利用は今後促進していただきたいんですけれども、豪雨の関係で、今回は、この請願に関しては反対の立場とさせていただきます。

○委員長（三井美和香君） 建築部長。

○建築部長 すみません、補足で御説明させていただきます。

被災住戸につきましては、すぐ入居できる状態にするということで、市営住宅はたくさん空いているんですけれども、エアコンをつけたりとか、カーテンをつけたりとか、ガスコンロをつけたりとか、いろいろな装備をつけてやる関係もありまして、すぐに1,000戸が提供できるという状況ではないということだけ補足させていただきたいと思います。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 学生のためのモデル事業はされるということですし、被災者の方のも順次されると思うので、そこはどちらがというところもあるかと思うんですけども、被災の方にどのぐらい被害があるかを含めて調査だったりとか、そちらのほうも早急にやっていただきつつ学生のモデル事業もぜひ行っていただければと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。田畑委員。

○委員（田畑直子君） 私のほうからは意見だけを申し上げたいと思います。

まず、学生の皆さんが生活費など、物価高騰で負担が増加していることという認識、そしてお立場としては十分理解するところではあります。

そして、市営住宅の活用においては、我が会派も若者の居住推進の必要性ということは今後研究していく必要があるとも認識しております。

そこで、当局が展開しようとしているモデル事業については、地域コミュニティ活性化など、本来目的の住民に対して寄与するという意味では大変期待しているところであります。その事業の効果をまず検証する必要があると考えます。

私たちは、若者という大きな括りについては検討したことがあったんですが、学生、さらには資力が足りない者と、今回の請願内容についてはかなり限定されているということで、他の市民との公平性ということについても考えなければいけないと思っています。

一方で、資力が不足している学生というのは大勢いるということで、先ほど1,100戸の空き家があるということではありましたが、市営住宅の全体の中で、資力が乏しい学生を全て受け入れられるだけの余力があるかということ、そうでもないということで、全体のバランスであるとか公平性、そして目的の対象となっている市民を今後どうしていくかということとのバランスを取る必要があります。目的である市民は、例えば、高齢化が進むとか、資力がさらに不足する市民が増えるというような今後の動向を注視すべきと考えております。

そして、先ほどお話がありましたけれども、災害においての目的外使用ということも今果たしており、やはり公が提供する住居であるということの担保をしていく必要があると考え、今回におきましては、請願については賛成いたしかねるという結論に至りました。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） では、まず最初に、当局に1問だけ質問させていただきます。

先ほど事例にありました、生活に困窮する学生に対する住居に特化した支援なるものは、例えば、本市のメニューの中で用意されているのか、まず確認したいと思います。

○委員長（三井美和香君） 建築部長。

○建築部長 すみません、建築部でやっている住宅政策というエリアになりますけれども、学生に対する家賃補助のような制度というのは設けておりません。

福祉的な目的で行われる制度までは把握できておりません。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） ありがとうございます。

今回の請願では2つの要望が混在しているかと。1つは先ほどおっしゃった、前半に書いてありますけれども、要するに困窮した学生を市営住宅に入居させてほしいということと、もう一つは地域の活性化を図るということの2つです。

どっちがメインなのかというのは迷うところではあるんですが、まず先ほど説明があったモデル事業は、やはりまず活性化を図るということで、それに当たっては空き住戸を活用

する。そこに大学と連携して学生を入居させようというモデル事業を検討されているということでもあります。

説明にもあったように、入居要件に学生の生活困窮に資する項目は設けないということでおっしゃってありました。

請願書も拝見して、当局にも確認しながら調べたんですが、請願書の中には名古屋市と札幌市の事例が掲載されておりまして、こちらでも大学と連携して、学生を市営住宅の空き住戸に入居させるということなんですが、こちらに関しても、いわゆる地域活性化というものがメインで、地域活動支援というか、地域の活性化に重きを置いていて、困窮した学生に限るとか、要するに学生の生活困窮に関する入居要件を設けていないと確認しております。

したがって、本来別の目的のものであるんですけれども、地域活性化を図ることを求めることに対して、入居する対象を困窮する学生に限定するというのは何か無理があるかと捉えまして、本件の請願に関しては採択しかねると考えております。

ただ、先ほどおっしゃった事例、例えば、家賃を除いて1日の生活費が660円とか、どれぐらいそういった方がいるのか、例えば、本市にどれぐらいいるかというのは、必要であればそれは把握して、大学がばらばらなので、どこまで市として把握できるのか分かりかねますけれども、本当に必要であればそういったことは把握して、そういう必要な施策を打っていくことは将来的には必要ではないかとは思いますが。

一方で、御承知のように、国では様々な奨学金メニューが大分拡充もされてきておりますので、まずはこういった困窮する学生に関しては、大学当局と相談しながら、そういった活用できるメニューがないのかというところも探っていくのは必要かと考えた次第でございます。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 私は意見だけ述べさせていただこうと思います。

本請願について、物価高騰の中で学生の生活負担を軽減することや、市営住宅の空き住戸を有効に活用するという考え方には理解できる部分があります。

また、地域の高齢化や自治会等の担い手不足が課題となっていることについても対応を考えていく必要があると思います。

一方で、この本請願は、学生の生活支援と地域の活性化を1つの仕組みで実現しようとするものですが、その2つを結びつけることについては慎重な検討が必要だと思っています。

特に、生活費を賄うためにアルバイトの時間が増え学業に支障が生じている学生を支援することを理由としながら、市営住宅への入居と地域活動への参加を結びつけるのであれば、結果として、学生に別の負担を求めることにならないかという懸念があります。

学生本人が地域活動への参加を望んでいるのか、またどの程度の活動を想定しているのかが明確でなければ、学生支援という目的と矛盾する可能性があります。

また、自治会は住民による自主的な組織であり、その担い手不足を理由として、市が住宅への入居と自治会活動への参加を制度的に結びつけることが適切なのかについても十分な整理が必要です。

学生を地域の担い手や生活支援の人材として期待するのであれば、なおさら本人の意思、学業との両立、活動内容や責任の範囲を明確にする必要があります。

この取組を進めるのであれば、市営住宅の入居者や自治会が実際に学生の入居を望んでいるのか、学生側にも地域活動への参加を伴う入居のニーズがあるのかという、双方の具体的なニーズを確認した上で制度設計を行うべきだと考えます。

以上から、学生の生活支援や市営住宅の空き住戸の活用という問題意識は理解するものの、現時点では学生の入居と地域活動を結びつけることについて、学生本人と地域双方のニーズ、学生の負担、自治会の自主性、市が制度として関与することの妥当性について、十分に確認、整理されているとは言えないと考え、本請願については不採択と判断します。

なお、学生への住宅支援そのものや、長期的に応募のない市営住宅の有効活用については、本請願とは切り分けて、市として大学や学生、地域住民の意向を確認しながら検討していくことには意義があると考えております。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） 私のほうからも、質疑はございませんので、意見を申し上げさせていただきますと思います。

まず、学生への生活支援や若者による地域活性化が重要であることは私も十分に認識しております。しかし、市営住宅は住宅に困窮する低所得者などに対し、住宅を提供する重要なセーフティーネットであり、その本来の目的を優先すべきであると思っております。

特に、空き住戸についても、単に空いているから学生を入居させればよいと考えるべきではないと思っております。

先ほども、1,100戸の空き家があるというお話がありましたけれども、私の認識では、多分ほとんどが老朽化した古い市営住宅で、生活するにはなかなか良好な環境を得られるような建物ではないと理解しておりますので、その1,100戸が正確かどうかは私の理解では分からないところがありますので、その点をひとつ申し添えさせていただきたいと思います。

また、先月の8月13日に発生した千葉豪雨では、住宅に大きな被害を受け、住み続けることが困難となった方に対して、市営住宅が一時的な居住場所として実際に提供されております。このことから市営住宅の空き住居は、平時の空き室というだけではなく、いつ起こるか分からない災害に備え、被災者の住宅確保に活用するための重要な行政資源でもあると思っております。

災害はいつ発生するか分かりません。だからこそ市営住宅については一定の空き住戸を確保していくことも、市民の安全・安心を守る上で重要だと考えております。

また、市営住宅は本来住宅に困窮する方のための住宅であり、学生支援や地域活性化という別の政策目的のために恒常的に目的外使用することについては慎重であるべきだと思っております。

学生への支援や地域活性化については、市営住宅の本来の役割を変えるのではなく、大学や地域との連携、住宅支援など、他の施策によって進めるべきだと思っております。

以上の理由から、市営住宅の本来の目的を優先するとともに、災害時の住宅確保という役割も踏まえ、現時点で市営住宅を学生の入居に目的外使用することを求める本請願には反対いたします。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） ありがとうございます。るる皆様からの御意見も頂戴しながら、私のほうからも当局に何点か確認させていただきたいと思います。

市の考え方で、まず国からの通知ということで来ておりますが、公営住宅のストックをより柔軟かつ効果的にという、これは具体的にどういう例示が国から示されていますか。

○委員長（三井美和香君） 住宅整備課長。

○住宅整備課長 住宅整備課でございます。

今年の6月に、国から通知のあったものの使い方の例示ということで御質問がございましたので、例示のほうを紹介させていただきます。

まず、例の1としては、公営住宅団地内や地域の活力向上等を目的として、公営住宅に収入要件を持たせない子育て世帯等も入居させたい場合です。

例の2といたしましては、社会的要請に伴い公営住宅に収入要件を満たさない労働者世帯等を入居させた場合です。

例の3といたしましては、公営住宅団地内や地域における居住支援等の充実のため公営住宅を居住支援法人等にも使用させたい場合です。

例の4といたしまして、公営住宅団地内や地域における住環境の向上等のため、公営住宅を集会所、コミュニティカフェ、学童保育、売店等の非住宅用途にも使用させたい場合ということで、例が4つ挙げられてございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 子育てだとか、労働だとか、あるいは集会場、いろいろやはり先ほど来から出ていますとおり、1,000戸という空き家戸数というのは、やはり本来、これが柔軟にもっと効果的に活用されるほうが市の収入に収入になるという点と、それをやはり空き家で遊ばせておくよりは、より柔軟に市民のために活用する、これは住民福祉の向上に資する政策であるということでありまして、なので市が今、前向きにここに書いてありますとおり、大学と連携してということでモデル事業を検討しているとあります。

今、現時点で、具体的な大学、どこと連携し、どの団地を検討しているのか、その辺の状況についてお聞かせいただけますか。

○委員長（三井美和香君） 住宅整備課長。

○住宅整備課長 住宅整備課でございます。

ただいまの、市営住宅のうちの団地という単位でございますけれども、高齢化が進んでいるような団地で、比較的大学が近くにあるようなものということで抽出しておりまして、この中で浮かび上がったものとしては、千城台地区にございます団地が7団地ございますけれども、その辺を検討の対象として、その団地で検討を今進めているところでございます。

大学のほうは、先ほど申し上げました千城台団地から比較的近くでございます東京情報大学のほうとただいま打合せですとか、意見交換のほうを進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 千城台とかもそうなんです、いわゆる高齢化が進んでいるところの

団地での自治会活動の加入率、あるいはその成り手不足、その辺の実態を市はどう認識されていますか。

○委員長（三井美和香君） 住宅整備課長。

○住宅整備課長 住宅整備課でございます。

自治会への加入率というのは、すみません、ただいま手元にデータがないので御紹介することはできません。基本的には、市営住宅では、強制ではございませんけれども、自治会に入っただけということで御案内のほうを差し上げるところですので、全てとは言いがたいところがありますけれども、大抵の方は自治会のほうに入会していただいているという認識でございます。ただ数字的なものはございません。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） 私も幾つかの市営団地の自治会関係者から話を聞きますと、やはりこの加入率が下がっているという面と、あとは役員の成り手という面で、例えば、自治会の、木を切ったり、草を刈ったり、清掃的な業務で非常にマンパワーが不足しているという課題も率直に聞いております。

まさに今回若い皆さんが参画していくことで、そういった課題が解決できるという施策でもあるということであれば、これはまさに1つの課題を違うアプローチで解決していける部分もあるということが重要かと思います。

あとは、千葉市の賃貸価格の上昇ですが、東京都ほどではないと思うんですよ、要するに東京は家賃が結構上がっていますよね。千葉市のいわゆる民間賃貸の上昇、今どれくらい上がっているか、その辺の情報をいただけますか。

○委員長（三井美和香君） 住宅整備課長。

○住宅整備課長 住宅整備課でございます。

当課のほうでは、民間賃貸住宅の上昇の傾向というのはつかめていないところがございますので、ただいまの質問には、申し訳ございませんが、答えられないということでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 建築部長。

○建築部長 確かに、上昇している傾向というのは一般的などころではあるんですが、現在不動産検索サイト等で確認すると、先ほど陳情者の方が言われていたような高額の家賃ではない住宅が数百のオーダーであるということは確認しております。

○委員長（三井美和香君） 樫澤委員。

○委員（樫澤洋平君） 要するに、上がっている率が、民間のサイトなどを見ても、千葉市でも七、八%という数字が出ていたりするサイトもあります。だからそういうのはしっかり行政当局が押さえていただきたいし、その上で施策展開していただく必要があるんだろうと思います。

いずれにしても、さっき言ったとおり600円だとか。今、高いところでは家賃が8万円ぐらいだということです。例えば、市営住宅に入居できるとしたならば、大体幾らぐらいの家賃での入居を今検討されていますか。

○委員長（三井美和香君） 住宅整備課長。

○住宅整備課長 住宅整備課でございます。

決まったものではございませんけれども、1万円から3万円以内の中で御提供できるのではないかと、検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） ありがとうございます。

8万円がもし3万円になったならば、これは学生にとっては大きなメリットになると思っています。

今回の請願で言われているように、再三皆様からも御指摘があるとおりで、生活支援ということですね。だから、具体的な生活困窮世帯がどうか、収入がどうか、そういうことではなくて、学生自体が入るということで、ある意味、本当に学業により専念していただけるどうか、あとはもう一つ福祉的な効果として私が申し述べたいのは、千葉市の場合、学生を契機に市外に流出するという人口転出問題があります。

実はここをしっかりと住宅政策とリンクして解決していくということが我が千葉市の人口動態にとって、千葉市の将来、未来にとっても極めて重要な政策だと思っています。

もちろん、今回学生だと限定するのであれば学生なんだろうけれども、さっき言った若者という議論ももちろんあって、どこまでそれを認めていくかというのは今後議論があると思うんですけれども、ぜひ若者が定着できる千葉市にしていくということも含めて、重要な政策だということを申し述べて、ぜひ多くの皆様、委員の先生方に、御賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。請願第4号市営住宅を目的外使用により、学生を入居できるようにして生活支援を行うとともに、地域の活性化を図るよう求める請願を採択送付することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（三井美和香君） 賛成少数。よって、請願第4号は不採択と決しました。

陳情第4号審査

○委員長（三井美和香君） 次に、陳情第4号、葬祭施設建築計画に対する中止または地元意向への配慮に関する陳情を議題といたします。

当局の参考説明をお願いいたします。

委員の皆様はサイドブックのしおり5番、陳情第4号の参考説明資料をお開きください。

それでは、説明をお願いいたします。都市局長。

○都市局長 続きまして、陳情第4号について、建築部長より説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） 建築部長。

○建築部長 建築部でございます。

陳情第4号について御説明いたします。

お手元の陳情審査説明資料の2ページを御覧ください。着座にて失礼します。

1、遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱における手続の概要についてですが、要綱では、葬祭施設を設置しようとするときは、建築確認を申請する前に次の手続を行うこととしております。

1、お知らせ看板の設置。2、近隣への説明。3、近隣説明報告の提出となります。

2、これまでの経緯と本市の対応ですが、当計画において、要綱に基づき、令和8年4月6日にお知らせ看板が設置された後、戸別訪問により近隣住民の説明が行われました。その後、周辺住民の要望により説明会を3回実施しております。

また、市は、隣接住民や周辺住民から提出された要望事項の確認を行うとともに、事業者への申入れを随時実施しております。

3、陳情の趣旨ですが、現在建築が計画されている葬祭施設について、住宅地に計画されていることから、生活環境への影響が懸念される中、地域住民との十分な協議が尽くされないまま計画が進められ、地域住民が安心して暮らし続けられるまちづくりの実現を願うというもので、陳情事項は次の事項について、事業者、地域住民、行政による十分な協議を行うことです。

1つ目は、住宅地における建築計画について、住宅地への葬祭場建設について、計画の中止を含めた再検討です。

2つ目が、建物配置について、周辺住宅への圧迫感等を軽減するため、可能な限り道路側へ建築を寄せることです。

3つ目は、建物及びベランダについて、プライバシーの影響を踏まえ、建物規模、2階部分及びベランダ位置、仕様等の見直しです。

4つ目は、看板及び景観について、過度に目立つことのない大きさ・位置・デザインの看板にするなどの配慮です。

5つ目は、施設規模について、計画されている建物・施設規模についてその必要性・妥当性を改めて検討することです。

3ページを御覧ください。

4、本市の考え方ですが、本件施設計画については、周辺住民の求める事項が残っているため、事業者に対し地域住民の不安や懸念に対し、以下の項目について説明及び理解が得られるよう十分な協議を行うよう、事業者へ伝えていきます。

1つ目の住宅地における建築計画について、建設中止の指導は難しいのですが、周辺の住環境及び生活環境等への影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係が損なわれることのないよう、引き続き事業者伝えていきます。

2つ目の建物配置について、建物から隣地境界線までの距離に関しては、本計画は要綱の規定を満たしているものの、住民側は圧迫感を感じていることから、軽減策について検討するよう、引き続き事業者伝えていきます。

3つ目の建物及びベランダについて、建物規模やベランダに関し、要綱の規定はありませんが、住民の意見を踏まえ検討するよう、引き続き事業者伝えていきます。

4つ目の看板及び景観について、施設や公共物のデザインに関しては要綱において周辺の町並みと調和するよう努めることとされております。このことから住民意見や町並みとの調和の観点を踏まえ、大きさや位置などを検討するよう、引き続き事業者伝えていきます。

5つ目の施設規模について、建物規模に関し必要性や妥当性を理由に制限することは難しい

のですが、周辺の住環境及び生活環境への影響に十分配慮するよう、引き続き事業者伝えていきます。

最後に参考といたしまして、具体的な経過を記載させていただいております。

陳情第4号の説明は、以上でございます。

○委員長（三井美和香君） それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。中島委員。

○委員（中島賢治君） 私のほうから質疑はございませんので、意見を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、本陳情は単に葬祭施設の建設に反対するものではなく、建物配置、建物やベランダ、看板、施設規模などについて、周辺の生活環境に配慮した見直しと事業者、地域、住民、行政による十分な協議を求めるものであると理解しております。

また、163世帯、372名の署名が集まっていることから、地域住民の懸念が大きいことは議会として重く受け止める必要があると思います。

葬祭施設は誰しも一生に一度はお世話になる必要な施設であると認識しておりますが、住宅地に建設するのであれば、周辺住民の生活環境や景観、交通、安全プライバシー等への十分な配慮が必要だと思います。

地域住民の声を尊重し、事業者との十分な協議を通じてよりよい解決を図るべきであると考え、本陳情に賛成いたします。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 白鳥委員。

○委員（白鳥 誠君） 御説明ありがとうございます。

基本的に意見と、質問を1個だけさせていただければと思っております。

こういう問題については、基本的には市役所のほうの権限がない中で対応していただいていると、こういう問題をいつも投げかけられることが多くございますが、基本的にはやはりなかなか難しい問題だといつも頭を悩ませているところでございます。

聞きたいと思っているのは、協議がなされないまま来ているという状況の中で、地元と事業者との間での協議が進んでしまっているのか、それとも協議を行う余地があるのか、伺えればと思います。よろしくお願いします。

○委員長（三井美和香君） 建築指導課長。

○建築指導課長 建築指導課でございます。

まだ、要は余地があるかどうかというところなんですけれども、そういった観点では、先ほどの市の見解もあるんですけれども、周辺住民がまだ求める、協議する事項は残っているということで、事業者と住民のほうで協議する余地がまだあると認識しております。

以上でございます。

○委員（白鳥 誠君） ありがとうございます。

協議の余地はまだあるとこのことでありますので、賛成させていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） 私も意見のみを申し上げたいと思います。

これは、タイトルが非常にややこしくて、中止を求めるものなのか。または地元意向への配

慮を求めるものなのか、タイトルだけ見るとややこしいんですが、先ほど当局の説明、また文面をよく拝見しますと、いわゆる、記の下の1行目、事業者、地域住民、行政による十分な協議を行うことと明記されておりますので、恐らく本件陳情の趣旨はここにあると私は認識した次第でございます。

もちろん、民間事業者が行う事業について、違法性がない限りにおいて行政が中止等を求めるということは、これはもう当然ながら極めて困難であると認識しております。

一方で、十分な協議、これはもう本当に必要で、まして今回は十分な協議がなされていないというところがありますので、本当に双方が納得いくまで十分な協議を行っていく必要があると思っておりますので、この十分な協議を行うことという趣旨に関して賛成といたしたいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 私からも、これは地元の問題でもありましたので、この状況について確認させていただきたいんですが、1、2、3、4、5と請願事項がありますが、私も地元でよく分かっているんですが、これはソフトバンクの店舗跡地で、恐らくここにある4番の看板というのは、まさに前回建っていた看板をそのまま流用するののかという話があったりします。あるいは隣接地というのは、後ろに住宅地がもう張りついていると。ここで考えるところの2と4については、私個人は何かしてあげられないのかという気がまずしているわけで、その辺の協議状況、見通しはどうですか。

○委員長（三井美和香君） 建築指導課長。

○建築指導課長 まず、2番から、お答えさせていただきます。

可能な限り2番について、道路側へ寄せるというところについては、具体的な状況を申し上げますと、要綱の規定で、隣との境界から1メートル以上離しなさいというような規定を設けてはいるんですけれども、今回の計画は、実は既に2メートル以上離しているという状況がございまして、そういったところで、事業者のほうとしては、これ以上は難しいということを今、話しているところです。

そういった中で、可能な限りということであるんですけれども、それ以外でできることはないかというところで、市としての考え方としてはそういうところを引き続き伝えていくということで、何ができるかというところを具体的には示していませんけれども、そういったことを示させていただいているというところがございます。

それと4番目なんですけれども、今、看板の話が委員のほうからありましたけれども、これについては、まだ正直これから建てるものだということもあるので、今決まるものでもないというところもあろうかと思っておりますので、今、こちらについて具体的に、何かの対応というのが具体的に決まったところはないといった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 私も地域の皆様から、もちろん何とか計画を見直してほしいというお声もいただいているし、どうしてもやるというのであれば、例えば、あそこはバザール通りといいまして、あの地域の皆さんがもうひっきりなしに通るところでございますので、やはりで

きるだけ配慮をしてほしいというのは、できる限り千葉市からも丁寧に粘り強く働きかけていただく必要があるのではないかと思います。それは要望しておきたいと思います。

あともう一点は、私はかねてから議会でも先般申し上げたんですが、いわゆる先ほどの要綱の説明がありました。建築申請を出しますと、その前に看板をあそこに立てて、つまりあその用地を先に取得しているという状況の中で、非常に住民感情としては難しい。

つまり、私は以前、東京の自治体要綱を示して言ったとおり、用地を買う前に、事前に住民と合意、説明を取りつけるような要綱改定をしていかないと、これは今回、おゆみ野地域で3か所という問題で、るる出ているわけなんですけど、しかしながら、これほかのところに及んでいく話にもなるので、やはり要綱の見直しを含めた改定の検討が必要だと思いますが、その点についての検討状況はいかがでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 建築指導課長。

○建築指導課長 建築指導課でございます。

以前に委員のほうから一般質問をいただいたという経緯もありますけれども、どういう在り方がいいのかというのは様々あるかと思うんですけれども、直ちにどういうやり方がいいのかというのは、まだ確定的なものはないので、直ちに要綱を見直すという段階ではないとは考えておりますが、以前御質問をいただいたときも、ほかの自治体の特定の区の事例を出されてお話しいただいたかと思うんですけれども、そういった先進的な自治体の事例を参考にしながら、今後も研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 樺澤委員。

○委員（樺澤洋平君） 今回は、おゆみ野でかなり一気に集中したという面もあって、住民の皆様からの様々な声が私には届いていまして、何とかこれをもう少しまい形で住民合意を事前に、例えば、協定を結ぶだとか、そういうプロセスを1回挟んでもらうだけでも全然違うと思っているんですね。

だから、もちろん、それをつくったら、なかなかできなくなるじゃないかと心配されているかもしれないけれども、やはり住民との合意は本当に大事だと思うんですよ。そこを何とか考えてほしいということで、ぜひお願いしたい。

この陳情自体は、私も地元で地域の皆様から様々なお声をいただいている問題でございますので、できる限り丁寧に粘り強く、市のほうも住民の皆さんの要求を1つでも2つでも反映できるように、しっかりと事業者に指導願いたいということを申し上げて、賛意を示したいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答というか、簡単に質問したいんですけれども。

今、要綱の話が出まして、他市の事例も樺澤委員が出されていたということなんですけれども、他市と比べて特定の先進事例の自治体だけではなくて、一般的な全国的にこういった要綱で、千葉市は後れを取っているのか、それともある程度全国レベルと同じようなこの基準でされているのか、そのあたりはどのぐらいの要綱の基準のレベル感なんでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 建築指導課長。

○**建築指導課長** 千葉市の要綱がほかと比べてどうかというところなんですけれども、結論から言うと、全てを網羅して我々が調べられているわけではないのですけれども、それこそ先ほど桃澤委員からお話があったのは、具体的に言うと荒川区の事例だったわけなんですけれども、荒川区はそういう意味でいくと特殊なので取り上げていただいたのかと思います。

それ以外のところで、こういった類いの建てる前の事前調整というのは、これに限らず千葉市でも中高層条例だとか、ワンルーム要綱だとかという形であって、それらは比較的似たようなプロセスを経るといような形で出来上がっているのです、そういう意味でいうと、ほかと比べても、ほぼ同等なのかと。あくまで認識している範囲ですけれども、今はそのような認識でいるというところでございます。

以上でございます。

○**委員長（三井美和香君）** 山崎委員。

○**委員（山崎真彦君）** 同等ということで、ほかの自治体でこういう同じような問題が多発しているのであれば、早急に改正したほうがいいと思います。

千葉市においては、過去、こういった同じような住民からの御意見は、分かる範囲で、どのぐらいこういったことが過去にあったか、分かりますでしょうか。

○**委員長（三井美和香君）** 建築指導課長。

○**建築指導課長** 建築指導課でございます。

過去に、この要綱が制定されてから、27件の届出が一部あったということで、正直申しますと、多かれ少なかれ、やはり新しいものが建つとなれば、地元の皆さんとの何らかの調整というものが生じるのは実際にはあるかと思います。

そういう意味で、この要綱のそもそもの役割として、そもそも計画を知ってもらって、そこで意見調整をして、その結果として建つべきものが建つということが本来の役割なのかと思っておりますので、そういう意味でいうと、反応が起こるのは、ある意味正しい反応と言っては変ですけれども、そういう意味では期待した効果が出ているということで、何もないというところは正直ないとは考えております。

以上でございます。

○**委員長（三井美和香君）** 山崎委員。

○**委員（山崎真彦君）** では、意見を述べさせていただきたいんですけれども、建築確認は適正に取れるものだと思うので、それに関して中止を求めるところまではいけないにしても、やはり住民の方が生活する中で、こういった施設をもっとこのように計画してほしいとか、そういった御意見は、ある意味で、どの建築確認でも、こういった施設に関しては出てくるといことだと思いますので、ぜひ近隣の住民の方への説明の時間をある程度、今よりも取っていただいたほうが、陳情で上がってくるところまで行かないような形になるかと思ひまして、今回の陳情に関しては、千葉市もこういった丁寧な合意形成をこれからやっていただけるということでありまして、そこには賛同いたしますので、賛成の立場とさせていただきます。

以上です。

○**委員長（三井美和香君）** 黒澤委員。

○**委員（黒澤和泉君）** 私は意見のみ述べさせていただきます。

ただいまの説明で、市としては建設中止の指導は難しい一方で、周辺の住環境や生活環境へ

の影響に十分配慮すること。また、看板や景観についても、周辺の町並みとの調和の観点から検討するよう引き続き事業者伝えていくとのことでした。

私は、法令や所定の手続を踏んで進められている民間事業について、地域住民の反対を理由に、議会が建設そのものの中止を求めることには慎重であるべきだと考えています。

一方で、施設が住宅地に設置される以上、周辺の住環境や生活環境への影響に十分配慮することが必要です。

今回のように、看板の大きさや位置、景観、建物の見え方などについては、数値だけでは一律に判断できるものではなく、その地域の状況に応じて住民と事業者が話し合いながら、よりよい着地点を探っていく必要があると思います。

そして、その際には、住民と事業者だけに委ねるのではなく、この要綱を定めている市が中立的な立場で双方の意見や論点を整理し、対話が前に進むよう橋渡しや調整を行うことも行政が果たし得る役割の1つではないかと考えます。

市は、これまでも住民からの要望事項を確認し、事業者への申入れや再調整の申入れを行ってきたとのこと。こうした協議をさらに丁寧に進めることは、住民にとって住環境を守ることにつながるだけでなく、事業者にとっても、地域との良好な関係の中で事業を継続していくことにつながるものと考えます。

また、今回のように適法な事業と地域の住環境への配慮をどのように両立させるかという課題は、今後ほかの施設整備でも起こり得るものです。今回の協議や調整の積み重ねを同様の事例におけるよりよい対応にも生かしていただきたいと考えます。

建設そのものの中止を求めることには賛同できませんが、地元意向への配慮と事業者、地域住民、行政による十分な協議を求める趣旨には賛同します。以上の理由から、本陳情の採択に賛成いたします。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。陳情第4号、葬祭施設建築計画に対する中止または地元意向への配慮に関する陳情を採択送付することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三井美和香君） 賛成全員。よって、陳情第4号は採択送付と決しました。

以上で、案件審査を終わります。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

〔都市局説明員入替え〕

中心市街地における魅力あるまちづくりについて

○委員長（三井美和香君） 最後に、中心市街地における魅力あるまちづくりについて、所管事務調査を行います。

本市における取組の説明を都市局から聴取し、その後、質疑応答をお願いしたいと思います。なお、質疑の後に、課題整理等を行うための委員間討議を行いたいと存じます。

委員の皆様はサイドブックのしおり6番、都市局の所管事務調査資料をお開きください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。都市局長。

○都市局長 都市局でございます。

所管事務調査、中心市街地における魅力あるまちづくりについて、都市部長より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） 都市部長。

○都市部長 都市部でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、資料に基づきまして、説明のほうを始めさせていただきます。

所管事務調査資料 1 ページをお願いいたします。

目次でございます。

初めに、中心市街地のまちづくりとして、千葉駅周辺の活性化グランドデザインについて、次に取組状況といたしまして、令和 8 年度当初予算の概要、またウォーカブルの推進や西銀座地区の市街地再開発事業、中央公園・通町公園の連結強化と、3 つの事業の概要等について。最後に参考として、幾つかの都市計画手法についても御説明させていただきます。

では、2 ページをお願いいたします。

まず、1、中心市街地のまちづくりについてでございます。

3 ページをお願いいたします。

千葉駅周辺の活性化グランドデザインについてでございます。

このグランドデザインは、千葉駅周辺の活性化のためのまちづくりの方向性や将来像実現のため、優先的に整備するプログラムなどを整理したもので、50 年先の未来をイメージして、おおむね 20 年先の将来像を描いたものになります。

平成 23 年頃の千葉駅の駅舎、駅ビルの建て替えや駅周辺での再開発事業などのリニューアルの動きを町全体の活性化につなげるため、千葉市中心市街地まちづくり協議会や地元商店街の皆様などとの意見交換を重ね、平成 28 年 3 月に策定いたしました。

その後、令和 2 年 12 月にはウォーカブルの推進、さらに今年度、令和 8 年 6 月には中央公園プロムナードの再編などを位置づける改定を行っております。

なお、今回のテーマは中心市街地とのものでありますので、グランドデザインではこの東エリアについて御説明したいと思っております。

4 ページをお願いいたします。

こちらは、東エリアにおけるまちづくりの方向性を示したものでございます。

本日御説明する 3 つの事業は、いずれもこのグランドデザインに位置づけられておりまして、資料では赤枠で該当箇所を示しております。

資料の左ですと、中央公園プロムナードウォーカブル推進、中央下になりまして、西銀座周辺の整備による駅前業務・商業コアの形成、右上のほうに移っていただきまして、中央公園・通町公園連結強化と賑わいの創出となります。

5 ページをお願いいたします。

グランドデザインで示しました将来像を実現するためには、まちづくりの骨格となる施設などの整備について優先的、段階的に進める必要がありますので、千葉駅から町へ来街者を誘引する施設等の整備を優先整備プログラムとして位置づけております。先ほど申し上げた 3 つの事業は、この優先整備プログラムに位置づけてございます。

6 ページをお願いいたします。

中央公園プロムナードの再編と西銀座周辺再開発に関して整理したもので、資料上段に整備の方向性を記載しております。千葉駅と中央公園、千葉神社周辺を結ぶ界限性のあるシンボルロードや歩行者中心の緑の軸を形成することです。

また、千葉駅から来街者を誘引する県都にふさわしい千葉県の魅力が集まるエリアの形成を掲げております。

主な取組といたしまして、ウオーカブル推進による吸引力の強化として、資料では青色の矢印で示しております賑わい軸に加えまして、緑色の矢印で示しております緑の軸を中央公園プロムナードに形成することで、エリア全体の回遊性向上を図ります。

また、駅前業務・商業コアの形成と適切な都市機能の誘導といたしまして、機能オフィスの建築促進や来街者を誘引する商業機能の集積を図ることとしております。

7 ページをお願いいたします。

整備の方向といたしまして、中央公園・通町公園の連結強化に関して整理したものになります。こちらの整備の方向性といたしましては、千葉神社や千葉氏などによる千葉らしさを感じるまちづくりを掲げております。

主な取組といたしまして、街と杜、未来と歴史をつなぐ賑わいと憩いの公園をコンセプトに、都心の憩いと賑わいを創出する公園、千葉らしさを感じる公園の整備を位置づけてございます。

8 ページをお願いいたします。

続いて、2、取組状況について御説明いたします。

9 ページをお願いいたします。

まず、令和8年度当初予算の概要でございます。中央公園プロムナードの再編でございますが、ランドデザインの改定、まちづくりビジョンの策定のほか、歩道利活用に関する社会実験、また中央公園プロムナード再編基本計画の作成を予定しておりまして、予算額は1億300万円でございます。

次に、西銀座地区市街地再開発事業でございますが、再開発事業支援業務を予定しておりまして、予算額は1,300万円でございます。

最後に、中央公園・通町公園の連結強化でございますが、用地取得などを予定しておりまして、予算額は4億1,940万円でございます。

10ページをお願いいたします。

ウオーカブル推進についてでございます。改めまして、ウオーカブルについて御説明いたしますと、ひと中心の豊かな生活を実現するため、道路や公園、民有地などを一体的に活用し、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成する取組でございます。

本市では、令和元年に国土交通省が募集したウオーカブル推進都市に賛同して以降、千葉都心部におきましても、道路空間を活用した社会実験などを実施してまいりました。その結果、民間主体による道路空間を活用したイベントなどが継続的に実施されるようになってまいりました。

また、千葉都心地区では、滞在快適性等向上区域を設定いたしまして、中央公園プロムナードにおいて、ひとが過ごしやすい道路空間の再編に向けた計画策定や再整備などを進めております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

中央公園プロムナードの再編についてでございます。中央公園プロムナードは千葉駅と中央公園を結ぶ幅員約50メートル、延長ですと約500メートルの千葉都心部のメインストリートとなります。

資料右上を御覧ください。

道路再編後の将来像を検討するに当たりまして、中央公園プロムナードで活動されている方々や沿道の地権者、またまちづくり関係者や市民の皆様など、多様な主体による意見交換が必要であるとの認識から、意見交換の場として、令和7年2月に、千葉市中心市街地まちづくり協議会、千葉大学及び千葉市の3者で、中プロ・デザインラボを設立いたしました。

これまでこのラボでの意見交換に加えまして、再編後のひと中心の空間形成に向けた歩道の利活用について検証する社会実験なども実施してきております。

12ページをお願いいたします。

ラボでの意見交換などを踏まえまして、今年の6月、中央公園プロムナード周辺のまちづくりビジョンを策定公表いたしました。こちらのイメージ図は、ビジョンにおける将来ありたいまちの姿として表したものでございます。

キャッチフレーズとしては、公園のように過ごすみんなのプロムナード。歩くだけじゃもったいない。過ごすことで見える、千葉の新しい風景としております。

これまでただ通り過ぎることが多かったプロムナードを、緑を感じながらくつろげる憩いの場所やイベント、交流が生まれる空間など多様な使われ方ができる公園のような場所として再編することで、訪れる人それぞれがその時々シーンや魅力を感じられる空間としていきたいという思いを込めたものでございます。

道路空間を、人が休憩したり、くつろいだりできる公園のように緑を感じられる空間や、沿道店舗が歩道を一体的に活用する空間に再編するイメージとしてございます。

続いて、13ページをお願いいたします。

こちらは中央公園プロムナード再編による千葉駅周辺の賑わいの波及イメージでございます。

中心市街地の活性化のためには、来街者を千葉駅から中央公園方面へ誘導する必要があることから、青色の矢印のように、千葉駅を起点とする賑わい軸を形成する取組を進めてまいりました。

しかし、一方で、中央公園プロムナードの広い車道が南北の分断要素となりまして、回遊がエリア全体に波及しにくい状況もございました。そのため、賑わい軸に加えまして、中央公園プロムナードの車道幅員を減少させ、緑やオープンスペースを基調とした多様な過ごし方が可能となるひと中心の空間に再編する緑の軸を形成することで、特定の通りや場所に偏らないひとの流れを創出しまして、賑わいの波及を図りたいと考えているところでございます。

南北の分断要素を解消するとともに、沿道店舗との一体的な利用やイベントの開催など、多様な人々の活動を受け止める憩いや交流の場所を創出しまして、千葉駅から中央公園を経て、通町公園と至る連続した緑の空間を形成することで、来街者を駅から市街地に誘引し、東エリア全体の賑わいの創出につなげてまいります。

14ページをお願いいたします。

中央公園プロムナードでのイベントの様子を整理したものでございます。現在、民間主体に

よる様々なイベントが継続的に開催されております。

1 番、CHIBA SDGs Parklet Project、こちらはフードロステーマに県内の事業者や生産者が出店するマルシェイベントでありまして、京葉銀行をはじめとする民間事業者などで構成する実行委員会が主催しております。

2 番のちば富士見屋台横丁、こちらは千葉駅周辺の回遊性向上と賑わい創出を目的としたイベントでありまして、富士見町周辺の若手の経営者の皆様が構成される団体が主催しております。

3 番のパラソルギャラリーは、白いパラソルの下で、市民の皆様が作成した手工芸品などの展示等を行うイベントでございます。

このように、中央公園プロムナードでは多様な主体によるイベントが定着し、賑わい創出に一定の成果が表れております。

一方で、企画運営の担い手育成や運営の効率化、さらには年間を通じた安定的な開催に向けて、インフラの整備などの課題もございます。

16ページに移っていただけますでしょうか。

こちらは、西銀座地区における市街地開発事業等の実績と検討中の地区を示しております。

駅前広場に面している千葉駅東口地区第一種市街地再開発事業は、現在、ビックカメラなどが入居しているビルで、令和4年10月に完成しております。また、三越千葉店の跡地においては、千葉駅東口西銀座B地区優良建築物等整備事業が実施されておりまして、今年度の完成を予定しております。

また、図面の中央、赤の破線で示しております区域では、西銀座地区市街地再開発として、令和3年に準備組合が設立、令和6年には事業協力者が決定しておりまして、地権者の皆様方が再開発の実施に向けた検討を進められております。

16ページをお願いいたします。

西銀座地区市街地再開発事業の想定区域を示したものでございます。なお、資料右下のとおり、事業協力者としましては、三井不動産レジデンシャル株式会社を代表企業とする合計4社によって組織されているところでございます。

続きまして、17ページのほうをお願いいたします。

中央公園・通町公園の連結強化事業の整備状況等を示しております。

通町公園は千葉神社に隣接する東区域、令和2年7月に先行整備を行った中区域、中央公園側の西区域に分けて整備を行っております。

まず、中区域ですけれども、中央公園側に拡張した部分の整備とトイレの建て替えを終えて、令和8年3月に区域全体の供用を開始しております。その後、千葉開府900年の記念の日となる6月1日には、東区域の供用を開始いたしました。こちらの東区域では、神社などの景観と調和の取れた空間を構成するとともに、公園中央に幹線園路を配置しまして、その両側にイベントや休息のための大小の広場を配置するなど、これまで地域の皆様からいただいた御意見や公園利活用の社会実験の成果を踏まえた整備内容となっております。

残る中央公園側の西区域につきましては、引き続き用地取得を進めるとともに早期整備に努めてまいります。

18ページをお願いいたします。

中央公園・通町公園でのイベントについて整理したものでございます。夢のわというロゴを記載してございますけれども、これは千葉商工会議所が中心となりまして、中心市街地などで開催される様々なイベントを連携、一元的に周知することで、まち全体を一丸となって盛り上げていく地域活性化プロジェクトでございます。

この、夢のわが中心市街地で開催されるイベント同士をつなぎ、地域を盛り上げるプラットフォームとなることが期待されております。

具体的なイベントとしましては、大規模なものでは、10月の第34回中央区ふるさとまつり、11月から第36回千葉都心イルミネーションや千葉開府900年記念パレードなどがございます。

また、中央公園では、千葉市中心市街地まちづくり協議会が支援するイベントといたしまして、4月の中央公園ブラバンフェスティバルをはじめ、多様な主催者による様々なイベントが年間を通じて開催されております。

19ページをお願いいたします。

ここからは参考といたしまして、都市計画手法を活用したまちづくりについて御説明してまいります。

20ページをお願いいたします。

まず、都心部容積率緩和方針の千葉都心について御説明いたします。

こちらの方針は、千葉都心の都心部におきまして、民間都市開発を積極的に誘導し、都市機能の強化や賑わいの創出を図ることを目的としまして、令和6年1月に策定したものでございます。

図の赤で示しております区域が制度の適用範囲となっております。

21ページをお願いいたします。

容積率緩和の考え方でございます。

壁面後退などによる空地の確保などに対する既存の評価に加えまして、上位計画を踏まえたウォーカブル、リバブル、サステナブルの観点に誘導用途を合わせた4つの観点から評価を行いまして、その取組内容に応じて容積率を加算する仕組みとしております。

22ページをお願いいたします。

こちらがそれぞれの区分による代表的な取組項目を示したものでございます。

高機能オフィスの整備やオープンスペース等の確保、子育て支援施設の整備や帰宅困難者対策施設の整備など、公共的な貢献を評価し、容積率の緩和を行うものでございます。

23ページをお願いいたします。

続きまして、特別用途地区について御説明いたします。

この特別用途地区は、一定のエリアにおきまして、その地区の特性に応じて土地利用の増進や環境の保全を図るため、用途地域を補完して定める都市計画制度でございます。

千葉都心部では、商業・業務機能が集積した立地環境の保全や、ウォーカブルなまちづくりの促進を目的といたしまして、低層部への居住機能の導入を規制する特別用途地区を指定しております。

令和3年11月に、西銀座地区を対象と指定し、その後、令和7年2月に区域を拡大し、中央公園プロムナード沿道及び国道14号線の沿道区域を対象区域といたしました。

当初区域と拡大後区域は下の図面のとおりでございます。

24ページをお願いいたします。

千葉都心部の特別用途地区におきまして、建築条例によって定められている内容をお示ししております。

建築物の1階または2階において、居住系の施設やこれらに附属する自動車車庫の設置を規制しております。これによりまして低層部への商業・業務機能の立地を誘導し、賑わいのある市街地の形成を図るものでございます。

なお、参考として、今回御紹介しました都心部容積率緩和方針千葉都心地区及び特別用途地区の指定につきましては、千葉市都市計画審議会において御審議いただいている内容でございます。

当時、委員の皆様からは、都市計画制度を活用した千葉駅周辺の活性化は評価できるとの一方で、魅力づくりや施設の充実、情報発信の強化も重要であるとの意見をいただいているところでございます。

説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三井美和香君） それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） 2点だけ、一括で結構です。

中央公園プロムナード、駅前大通りは、今現在かなり広い車線をとっております。確かに南北を分断しているということで車線数の見直しとかが行われていると思うんですけども、一方で結構なバス路線が重複して、かなりバスが通っている路線であるということと、あと、見えていますと、送迎する方、マイカーの方が結構いらっしゃると思っております。

ですから、既存の交通に対して、車線を狭くするわけなんですけれども、その辺のシミュレーションといいますか、車道を減少させても問題ないということで、こういったシミュレーションができていますのか。それをひとつ教えてもらえたらと思っております。

それと、資料の14ページです。所管ではないのかもしれませんが、ウオーカブル推進の中で、中央公園プロムナードのイベントということで様々触れております。課題の中で担い手の育成というところがございすけれども、都市局の所管ではないかもしれませんが、もしお分かりになればその担い手育成に関して、こういった取組がなされているのか。

以上、2点を教えてください。

○委員長（三井美和香君） 都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課でございます。

1つ目の送迎、バスですとか、交通の影響についてということでございすけれども、まずこちらにつきましては、数年前に交通量の調査を一応行いまして、この中央公園プロムナードの、千葉駅の東口の駅前広場から東京電力前の交差点の区間になりますけれども、その区間についてはおおむね1万台ぐらいの交通量という数字が出てございます。

それに対して、現状こちらの道路としての車線数が片側3車線ずつの合計で6車線という状況でございまして、ちょうどこの市役所の前にある国道357号が6車線ということに対して、こちらの日当たりの交通量が6万台以上だったと思うんですけども、かなりの台数に対して同じような6車線で、これに対して、戻りますけれども、このプロムナードが1万台ということで見ても、純粹にいわゆる道路設計をするような場合の基準的な交通量と照らし合わせても、数字的には片側1車線ずつの2車線で足りるような交通量だということが一応分かっておりま

す。

ただ、おっしゃるとおり、現状使われている企業バスですとか、バス事業者への影響というのも今後出てくる可能性が当然ございますので、その点につきましては、引き続き事業者と意見交換なり、進め方については御相談させていただいたり、あとは当然、県警とか、交通管理者とも協議をしながら具体的にどのように車線数を減らしていけるのかというところを検討しながら、計画を立てながら、進めていきたいと考えております。

○委員長（三井美和香君） まちづくり課リノベーションまちづくり担当課長。

○まちづくり課リノベーションまちづくり担当課長 まちづくり課リノベーションまちづくり担当課長です。よろしくお願いします。

ウオーカブル推進の課題の中で、担い手育成というところにつきまして、こちらの14ページに記載の、CHIBA SDGs Parklet Projectにつきましては、もともと市の社会実験を行う中で、沿道の事業者が担い手として育ててもらおうようにということで進めてきたところがあります。市の社会実験としてそういう担い手を育成していくというところがまず1つございます。

また、所管ではないんですけれども、ちば富士見屋台横丁につきましては、もともとはナイトタイムエコノミーの補助制度等を活用して、地元の事業者がスタートしたイベントですので、そういったところから担い手の育成を進めていきたいと考えています。

以上になります。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） 丁寧な御説明ありがとうございました。

担い手育成についても、社会実験とか補助制度を活用ということで理解したところでございます。

あと中央公園プロムナードは、車線も6車線で、国道357号と比べて6分の1の通行台数ということであれば、車線を減らしても十分対応できるかというところで理解したところでございますけれども、歩道を広げて人が歩きやすくするということと、一方で今の車の流れを止めないという、二律背反する難しい課題だと思いますけれども、どうか引き続き適切な、要するに、中央公園プロムナードを改修して渋滞が起こるようではこれまた本末転倒になってしまいますので、どうか誰もが快適になるような道路づくりに取り組んでいただけたらと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 御説明ありがとうございました。

1点だけお聞きしたいんですが、例えば、千葉駅から中央公園まで行く、4ページの緑のところなんです、ここのところをアーケード街にするという発想はないんでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課でございます。

こちらの中央公園プロムナードの今後の再編につきましては、今ある緑ですとか、それをやはり高質な空間にしていくというところの発想でもって、憩いの場であるとか、集いの場、そこが目的の場所になるようにということで検討させていただいているところでございまして、連続的に屋根をかけるとか、そういったお話としては今は考えてございまして、基本的には、今の緑というものを高質なものにしていくということで、屋根をかけるというところは考えて

いないというところでございます。

○委員長（三井美和香君） 都市部長。

○都市部長 すみません、1つだけ補足のほうをさせていただきます。

千葉市内の商店街で幾つかアーケードというか、屋根のあったところがあったと思うんですが、そのあたりのところはやはり沿道の商店街の皆様のほうで設置されているところが多くて、今の中央公園プロムナード沿道の方たちとの御協力をどうするかとか、その通りのつくり方をどうするかというところは、やはり考えなければいけないことかと思っております。

その中で我々としては、沿道の店舗、飲食店等も増えておりますので、彼らが使いやすいような空間というところは考えなければいけないと思っているところがありまして、その中で、一体的なプロムナードの中のアーケードというのはなかなか難しいと考えておるんですけれども、例えば、店舗ごとでひさしを出したいというような御要望も出てくることも想定されますので、それは沿道の方の御意見を伺いながら、最終的なイメージというところはつくり上げていきたいと思っているところでございます。

すみません、補足でした。ありがとうございます。

○委員長（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 説明で分かったんですが、実際に中央公園、通町公園まで人を集めるようにしなければ、せっかくいい施設をつくっても賑わいの創出にはならないような気がするんですね。

アーケード街にしたら、そこを人が通るようになるということで、もしできればそういった視察でも構わないんですが、やってもらうか、あるいは大胆に地下道、地下街をつくるような計画があれば教えていただきたいと思うんですが。

○委員長（三井美和香君） 都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課でございます。

まず、アーケードといいますか、屋根といったようなお話でございますけれども、今後その活用を、今、部長からお話させていただきましたとおり、沿道の方々とお話をしながら、どういった工夫ができるのかというのは検討させていただきたいと思っております。

連続的に屋根をかけるということにつきましては、まさしくその使い方、歩道に乗り上げて、例えば、キッチンカーですとか物販とか、そういったお店を置いていただくとか、そういったことも可能性としてはございますので、そことの兼ね合いといいますか、実際どういう施設がどのように配置されるのかということも含めて、検討させていただければと思っております。

あと地下街ということでございますけれども、こちらにつきましては現状、沿道の建物との地下街との、例えば、連続性の確保とか、なかなか具体的にそういった話を進めていくというところに関してはなかなか厳しい状況があると考えております。

○委員長（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 内容は分かったんですが、私が心配しているのは、せっかくつくった施設がにぎわいの場にならないといけないと思いますので、そういった工夫をしていただいて、人集めに十分努力していただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 白鳥委員。

○委員（白鳥 誠君） 御説明、ありがとうございました。

基本的に私の住んでいる土気町のある人の話なんですけれども、千葉市の中で一番東に住んでいる人なんですけれども、その人は、以前はよく千葉駅の周辺にいられたと。特に12月、7月ですか、のときは必ず来て、食事とかして帰ったと。それが最近全然ないと。土気の近くに横断道みたいのができましたよね。横浜へ行ってしまうほうが近いし、楽しみもあるので、そっちに行ってしまうことが多くなったという話を聞いたんですよね。千葉市にはもう魅力がなくなってきているかというところを感じた次第なんです。

今、ほかの委員の方が質問されていましたが、やはり魅力がアップするための魅力をつくらなければいけないと思うんですよね。基本的に千葉の立地からいって、もちろん東京から人が来ることが、人がいっぱいいますから一番なんですけれども、基本的には、田舎のほうから上ってくる人が、これは来たいという思いを持たなければいけないと思うんですね。

それからいくと、緑豊かなところの憩いの場だとかいっても、なかなかそういう人は周りに緑がありますので、どちらかというと何か特徴のあるアーケードなら、アーケードもそうなんですけれども、そういう魅力を求めてくるのではないかなと思うんですよ。

そういう観点で見られたほうがいいのかということを申し上げたいのと、あとモータリゼーションというか、車の進化、発展によって、千葉駅がすたれているというのもあったと思うんですけれども、都市局長などは全国的に見られている中で、全国的に千葉市と同じような問題のところが県内においては十分見られると思うんですけれども、ほかのところで見習ったほうがいいところがあったら教えていただければと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 都市局長。

○都市局長 都市局長の高峯でございます。

今、白鳥委員から御指摘があったんですけれども、まず少しだけしゃべってもいいですか。

私は、千葉市にこうやって勤めてくるようになって、お昼御飯を食べに行くためとか、夜もいろいろと出歩くんですけれども、正直なことを申し上げると、いろいろな市を比較しても千葉市には非常においしいものもたくさんあって、景色もすごくきれいなところがあって、千葉にしかないものはこんなにたくさんあるのかと改めて気づいているところでございます。

そういった意味でいうと、新たな拠点をつくってはいるんですけれども、新しい何かをつくるというよりは、我々自身が魅力を再発見する、それ自身を千葉市の方々が最大限活用する、そういった取組が、こうした中央プロムナードをはじめ、そういったところで私自身もそういったものが根づくように頑張っていきたいと思っているところでございます。

そういう意味でいうと、やはり札幌市、仙台市だったり、広島市だったり、そういったところは確かに政令指定都市ということで千葉市に非常に近い取組もやっておりますし、事例として参考になるものはあると思います。確かに広島駅前の再開発というのも非常に積極的に進めているところではございますが、とはいえ、都市局長として就任した私としては、ぜひ千葉市ならではの取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○委員長（三井美和香君） 白鳥委員。

○委員（白鳥 誠君） ありがとうございました。

○委員長（三井美和香君） 次、黒澤委員、お願いします。

○委員（黒澤和泉君） 少し質問です。4 ページで、活性化グランドデザインとあるんですけ

れども、何かテーマとかはあるんですか。歩けるとか、こういう場所だという物理的な場所の説明というのはいろいろあるんですけれども、何かこういうテーマで、何か楽しいものがあるとか、こういうおいしいものがあるとか、何かそういうテーマを決めているものはありますか。

○委員長（三井美和香君） 都市部長。

○都市部長 都市部でございます。

先ほど御説明の中で少し触れました平成23年の千葉駅ビル建て替えのときに、これの検討を始めたところございまして、その際にまず最初に考えたのが、千葉市というところは千葉県のターミナルステーションであり、県の魅力を集約して皆さんに御覧いただけるような場所になっていいだろう、もしくはそういう可能性がある場所だろうということがありまして、実は千葉市はこれまで、千葉らしさという言い方を、千葉らしさという言い方に変えているところがありまして、開府900年の記念のときには、千葉らしさという言葉を使っているんですけれども、このグランドデザイン、例えば、中央公園、通町公園の先ほどの御説明の中では、千葉らしさという言葉で、実は、市を抜かして書いているところがございます。

これは、先ほど局長が申し上げたような千葉というところのエリアを、千葉市は当然なんですけれども、県内のいろいろな魅力の部分がこの玄関口である千葉の都心部で味わえるような状況になっていいのではないかと。例えば、館山市ですとか、鴨川市ですとか、そういうところでも当然おいしいものがありますが、現地まで行かなくても、この千葉駅周辺で十分味わえるですとか、そういうところをイメージして、千葉市ではなく、千葉らしさという言い方をさせていただいています。

あとは、やはり鉄軌道で西と東と北にエリアが分断されておりまして、これが今回は中心市街地ということなので、主に東エリアの御説明のほうをさせていただいたんですが、実はこのエリアごとに全然趣が異なっていることは委員もよく御存じだと思うんですけれども、東はやはりいろいろな商業、業務ですとか、最近住宅も増えてきて、西のほうだと病院ができていたり、今度、市民会館も新たに設置して、文化の新しい魅力も発信されると。

北のほうですと、駅に非常に近いところに、10ヘクタール以上の千葉公園というものがあって、非常に落ち着いて緑にも触れやすいような場所がある。それぞれのエリアごとに違った魅力があるので、違った方向性でまちづくりをやっているという考えもありますので、この3つのエリアごとにいろいろな取組をそれぞれ変えていながら、いろいろな魅力を再発見して、それを千葉市の皆さん、もしくはその沿線の皆さん、さらには房総の皆様にも味わっていただくような場所にしたい。

そのためには市だけではなく、事業者の皆様と一緒に方向を向いてやっていかなければいけないので、その方向をここでまとめたというようなところがございます。

○委員長（三井美和香君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） すごくよく分かります。千葉らしさとかを出して、エリアごとに魅力が違うから、それも出していきたいというのは分かるんですね。

でも、多分、その中の人には分かっているんですよ。千葉らしさというと、あれもあり、こんなおいしいものもありとか、エリアごとに趣が異なるというのも、中の人とは異なっているところが面白い、ああいうところがいいというのは分かっているんですが、外の人がどうかというと、外の人に来てほしいんですね。ここがよさそうということを広めてもらいたいとき

に、千葉らしさと言っても、やはり解像度が低いんですよ。千葉らしさの何なのかと。これがもうめくるめく楽しいというのが外の人にも分かる言葉ではないと多分アピールができないと思うんですよ。

せっかく先ほど言っていたとおり、趣が異なって、これもあり、こことここがこう違うというのをもっと言語化して、こう違う、ここがもうすごい、今まで食べたことがない、あったことがない、見たことがない、これというのをテーマとして出すというのがすごく大事だと思うんですよ。

というのは、今、若者もそうですけれども、大体ティックトックとかInstagramとか、こういうものがあるというのを目がけてくるんですよ。何か歩いていて偶然面白いではなくて、目的をもう既に決めて、それにあったのがそこにあるというのを見つけてくるんですよ。

なので、やはりはっきりとした、これがあるというのを言語化して打ち出して、それをテーマとして持っていけないと、なかなか難しいのではないかなと思うので、そこを考えていただけるといいかと思いました。○委員長（三井美和香君） 田畑委員。

○委員（田畑直子君） 御説明ありがとうございます。

グランドデザインができてから少しずつ目に見える形で、エリアごとの特色も出てきたと思っており、途中経過といえども成果を期待しているところです。

すみません、4点ほどあります。

1点目が、11ページ、プロムナードに関わる中での社会実験です。いわゆるまちづくりプレーヤーの発掘、道路空間利活用の可能性検証と、山武ベンチ整備、ここの成果は少しお聞きしたいと思っています。

なぜかという、やはりその先の公園のように過ごすみんなのプロムナードができるまで、時間的にかなりまだありますので、やはり滞在するとか歩くということを市民や県外から来る来訪者に根づかせていく上では、こういうツールが大切なつなぎになると思うので、お聞きしたいというのが1点目です。

2点目が、もしデータをお持ちであれば教えていただきたいんですが、今年はモノレールが黒字だということも報道されていて、やはりこのような芽吹き出した中心市街地の活性化がモノレールの利用者であったり、千葉駅の利用者などに結びついているのかというようなことを、もし御認識があれば教えていただきたいのと、先ほど、道路の車両の通行量については調査されたということなんですが、歩行者の動向について、もし確認しているのであれば、教えていただきたいというのが2点目です。

3点目が、私どもも仕事で地方に行くときに、やはり目が奪われるのが、女性視点かもしれないんですけども、やはり緑の豊かさなんですよ。それだけでもやはり歩きたくなる、マイル張りとか少し歩道がおしゃれであると余計、本当に何もせずにも歩きたくなるんですが、そのところでプロムナードにおいては、この緑の活用ということが前面に出されておりますが、他のエリアについての緑の活用、プロムナードについても具体的な緑の活用について方向性が定まっていたら教えていただきたいというのと、波及して大変恐縮なんですが、都市局なので、グリーンインフラにも結びつける必要性ということについてどのような御認識かということをお聞きしたいというのが3点目です。

最後なんですが、やはり皆さんがおっしゃるように、にぎわいを活性化することは、

経済農政局、観光プロモーションとの連携というのも、今後さらに必要と考えますが、このあたりはどのような御認識がお示しください。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課でございます。

まず、1点目が、これまでのこういった社会実験等の取組の効果という御質問だったかと思えます。

そちらにつきましては、私ども都市計画課のほうでも、令和6年から昨年と2回ほど社会実験を行わせていただいております。規模的には少しずつ大きくはしているんですけども、最初は少し小さい規模から少しずつ広げて実施しているという状況でございまして、そこで一応来ていただいた方に、取れる範囲でアンケートを取らせていただいている中では、滞在される時間でいいますと、やはり10分とか非常に短い割合がまだ半数ぐらい、それ以上というのはまた個別にというところで、やはり全体から見るとなかなか滞在していただく時間というのは十分ではないといえますか、それは実際に行っている実験のコンテンツですとか、天候の関係もございまして、これはまた今年度も社会実験等は引き続きやっていきますので、アンケートを取って、利用者の方々の御意見とか、あとは事業者の方の御意見も伺っていきたく思っております。

社会実験そのものについては、来ていただいた方には好評といえますか、満足していただいているというような状況でございまして。

2点目のモノレールですとか駅利用者の乗降に結びついているのかというようなお話だったかと思うんですが、こちらは現状ではなかなかまだ把握できていないというところでございまして、今後もしそういったところも取れるようであれば、取っていきたく考えております。

ただ、現状、歩行者の動向ということで、どのような動きをしているかというところにつきましては、こちらは今、ちょうどそのプロムナードの検討を行う中で、千葉大学の先生にもいろいろ御意見をいただきながら検討させていただいているんですけども、ちょうどその先生の学生のいろいろな研究の中で、プロムナード周辺の歩行者交通量を計測していただいたデータがございまして、ただそれを見ますと、先ほど説明がありました西銀座の辺りの歩行者の動きというのは活発なんですけれども、中央公園プロムナードの、やはりみゆき通り側ですとか、そこら辺に行きわたっているかというところ、なかなか歩行者の回遊性というのはまだまだかというような状況が見て取れると考えております。

3点目の緑の豊かさ、そういったところの方向性、グリーンインフラという視点ではどうかというお話だったかと思えます。どのように現場のほうで緑の高質な空間を設けていくかというのは、まさしくこれからまた議論させていただくんですけども、現時点でのイメージとしては、歩道空間はもともと今は広いんですけども、またさらにそこを広げていき、いろいろな活用ができるような空間にしていくと。

その中で、このキーワードで、公園のようなプロムナードという言葉にあるとおり、ただ通り過ぎるだけではなくて、公園の園路のような形であるとか、どういう形になるか分かりませんが、芝のような形で、例えば、部分的にそういったものを設けて、滞在していただけるとか、そのようなことができればいいと考えております。

結果的になるべくそういった緑の空間が、雨が降ったときに浸透するような仕組みができれば、それがいわゆるグリーンインフラとか、少しでも雨水の浸透につながればというような観点も当然重要だと思っておりますので、その辺も必要に応じて専門家の方の御意見もいただきながら検討していければいいと考えております。

4点目、観光プロモーションとか、そういった経済関係との連携ということなんですが、こちらも当然そういった連携が必要だと考えております。ですので、社会実験の中では、市の部局ではございませんけれども、京葉銀行がC S Pプロジェクトということで、フードロス関係の取組の中で、こちらの場所を活用していただいているような状況もございますので、そういったものは結果的に経済の循環とか、そういったところに結びついていければいいと考えております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 田畑委員。

○委員（田畑直子君） ありがとうございます。理解したところです。

社会実験のほうについては、他の町でもやはりそういうようなベンチが置いてあるところを見るんですが、やはり木製のものが歩行空間にあるというだけで、やはりもう私たちは歩きたくもなりますし、実際にそこで休まなくても効果はあると思いますので、さらなる効果を期待するところです。

産官学連携で進めている部分もかなり期待をするところでありますので、今後も鋭意進めていただければと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。中島委員。

○委員（中島賢治君） いろいろと御説明ありがとうございます。

私が聞きたいのは、16ページの市街地再開発事業なんですけれども、これは基本的には民間主導で事は進むと思うんですが、今、千葉駅の東口を降りて、この通りを歩いていますと、左右がほとんど金融機関の建物で、金融機関というと本当に用事がある人しか行かないところなので、どうしてもやはり人が少ないと思うんですね。

これは、再開発するときに、今、分かっている範囲でいいと思うんですけれども、同じようにやはり金融機関がそこに、また元に戻ってしまうのか。その辺がもし分かるようであれば、お知らせいただきたいんですが。

○委員長（三井美和香君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長 市街地整備課でございます。

こちらの再開発については、当然今いらっしゃる方がおりますので、その方々がそこに戻ってくるといって、基本的なそういうような形になってしまうと思います。

そこからほかの場所に出ていくということも当然考えられるんですけれども、基本的にはもう同じような形になっていくと。保留床とかそういったところが出てきて、その部分については、飲食であるとか商業であるとか、そういったものは入ってくるものだと考えております。

○委員長（三井美和香君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） ありがとうございます。

この西銀座という名称がやはりついていますので。東京の銀座1丁目から8丁目まで歩いて

いきますと、金融機関はほとんどないですよ。ほとんどが商業施設、だからああやって人が集まってくるといいますので、ぜひ市のほうからも、なるべく金融機関は2階、3階のほうに追いやってしまっ、1階部分はそれこそウインドーショッピングができるようなすてきな町並みにしていただきたいというのが1点と、あと、この再開発で生き残るのは吉田興業のビルだけですか。分かりますか。マインズ千葉のところの角のところですよ。

○委員長（三井美和香君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長 範囲といたしましては、吉田ビルは外れた形になってしまっております。

○委員長（三井美和香君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） 外れてしまうんですよ。私が言いたいのは、この再開発で、ほかは再開発になるけれども、吉田興業の50年とか60年たった古いビルだけが新しくならずにあのまま化石のように残ってしまうということですか。

○委員長（三井美和香君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今、現在想定している範囲の再開発なんですけれども、こちらは一応2ヘクタールぐらいございしますが、具体的にここの部分が入るとか、そういったはっきりした場所が決まっていない状態になります。

○委員長（三井美和香君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） そうすると、吉田興業を地形的には含めることは難しいと思うんですけれども、もし含めるようなことができるのであれば、吉田興業も入れて、多分今まで生き残っているということは、やはり問題があっ、ぐずっているのかどうか分かりませんが、何か問題があっ、残っていると思うんですよ。できればひっくり返して、新生西銀座、若い女性がわんさか、レナウン娘のように集まってくるようなまちづくりを進めていただければありがたいと思います。

終わります。

○委員長（三井美和香君） 樺澤委員。

○委員（樺澤洋平君） 私も端的に、いわゆる中央公園プロムナードの絵コンテみたいなものがありますけれども、あれを具体的に整備したとしたならば、あれは幾らぐらいの予算措置をしようということになっているのかということと、かつ、富士見台横丁というのがあって、その屋台みたいなコンテンツというんですか、この辺の検討というのはどうなっているのか、その辺をお聞かせくださいますか。

○委員長（三井美和香君） 都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課でございます。

まず、事業費ということであるかと思うんですけれども、こちらのほうは実はまだ出ていませんで、今年度、実はこのプロムナードと再編の基本計画というものを取りまとめたということで今検討しておりまして、その中ですとか、あと基本設計を進める中で、ある程度事業費のほうが明らかになってきたときにはまた改めて御説明させていただきたいと思います。現時点では概算でも出ていないという状況ですので、申し訳ございません。

あと、屋台コンテンツということなんですけれども、今現在こういった取組をされている、ある意味、ここの利活用ということを進める上で、やはりプレーヤーの発掘というところでいくと、やはりそういう延長線上で、いろいろな方に、こういう使い道があるということを知っ

ていただく形の1つだと思っていまして、屋台だけをずっとやっていくというよりは、いろいろな使い方で様々な事業者に使っていただくということで、先ほどの社会実験の話に戻ってしまいますけれども、そういう取組でもってやはりこの場所を認知していただいて、こういう使い方ができるというところをぜひ我々としてもPRして、利活用が進むように進めていきたいと考えております。

○委員長（三井美和香君） 梶澤委員。

○委員（梶澤洋平君） 最後に、1点だけ申し上げたいのは、要するに中央公園の参道をつくって、参道をつくれば人が来るのかみたいな話が当然あるわけで、要するに、ハード面でばんばん金を使えばいいというものではなくて、要するに今、若者とかは、例えば、キャラクターだとか、映えるスポットだとか、やはりこういう魅力的なコンテンツをどう生み出していくかということで、人の流動性というのが変わってくるわけですよ。

つまり、もういい道さえつくればいいみたいなことではなくて、ぜひそこは敏感な若者の声を聞きながらコンテンツに磨きをかけていくというところをやっていく必要があるのではないかということは申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答形式で質問させていただきます。

まず、中央公園プロムナードなんですけれども、緑をすごくふんだんに使ったような整備はすごくいいと思うんですけれども、千葉駅周辺で吉川公園に多少緑というか、木があるんですけれども、結構鳥のふんとかがすごく問題というか、そこを歩いていても鳥のふんがあるから、あまりくつろぐような空間ではないと思うんですけれども、ここの中央公園プロムナードをベンチとか、緑を豊かにしたときに、鳥のふんとか、そういった何か景観が悪くなるような千葉駅周辺の特性に関して、対策なり、何かどういようにお考えなのかをお伺いします。

○委員長（三井美和香君） 都市計画課長。

○都市計画課長 鳥のそういった問題は確かに現在でもあると思いますので、今後どこまで、極端にどのように緑を増やすかといいますか、現状がある中で、高木に限らず、中木、低木も含めて植栽的なものも含めて、どういった緑をしつらえていくかというところで少しそういったこの影響も含めて、整理していきたいと考えております。

どうしてもやはり高木にそういった鳥が寄ってきてしまうという状況がきつとあると思うんですけれども、必ずしも高木をその場に採ることだけが、高質な緑を持たせるということだけではないと思いますので、そういった影響も当然踏まえながら検討していきたいと考えております。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） ありがとうございます。

そういった鳥のふんだとか、そういった影響がもしあるのであれば、この計画自体があまりいいものではなくなってしまうので、そこの調査だったりとか、やるにしても、そういったものを最小限に抑えるというか、最小限にというか、全くないほうが人が集まると思うので、そこはかなり重視していただきたいと思います。

先ほど、アーケードの話をされている委員がいましたけれども、もしそういった鳥のふんだ

とか、そういったものがそのエリアに発生してしまうようであれば、多少予算はかかりますけれども、そういったものも検討しなければいけないかもしれないぐらい、結構重要な問題かと思っていますので、そこに関しての対策をお願いします。

あと、中央公園プロムナードは、中央公園と書いてあるのにもあるんですけども、中央公園までつながっていて、そこから千葉神社への通町公園、千葉神社までの動線をつくっていく事業だと思うんですけども、千葉市の都市アイデンティティの1つが千葉氏ということで、それに関連のある千葉神社を推していきたいという思い、そういったお考えだと思うんですけども、今回そういった千葉神社の周知というか、より知ってもらいたい、その取組が少し希薄かと感じたので、例えば、看板を一つ設置するだけでも全然違いますし、ここを行った先には、最終的には千葉神社があるというのを、この中央公園プロムナードのところから分かるようにしたほうがいいと思うんですけども、そういった中央公園プロムナードと千葉神社までの動線における、そういう何か連動性みたいなものというのは、現時点でどのようなお考えをされているのか、お伺いします。

○委員長（三井美和香君） 都市部長。

○都市部長 都市部でございます。

議員がおっしゃるとおり、千葉神社というのは千葉氏があがめていた神社でありまして、そもそも中央公園と通町公園の連結強化という事業も年間、様々なイベントをやって、人がやってくる中央公園から通町公園、千葉神社というところの視界が抜けていなくて、千葉神社がそこにあることが見えないというところもあって、公園として連結して人をそちらにも誘導して、千葉神社があることを分かっていたいて、神社に行っていただく、また神社から中央公園側のほうに来ていただくために連結の強化も図っていくというところの観点もございますので、おっしゃるとおり、その神社を意識した人の誘導というところは十分考えられると思っております。

ただ、その中で、今、プロムナードのほうから、神社に向けて看板の設置とかそういうところを明確に定めているものではありませんけれども、実はプロムナードの北側、図面でいうと右上側のほうというのは千葉神社に向かうルート上としてちょうど一番ロスが少ないルートになっていますので、こちらの先に何があるかというところは、広い意味で、例えば、中央公園があつたりとか、市の美術館があつたりだとか、いろいろなものの中で整理していかなければいけないと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 千葉神社につながる通町公園の用地取得に4億円以上かけているということなので、ここもぜひ人がにぎわうような空間にさせていただいたほうが、皆さんの税金を使っているわけですから、そういった取組はより強化していただければと思います。

あと、戻ってしまうんですけども、2020年に道路法の改正で、歩行者利便増進道路、いわゆるほこみち制度というのが創設されたということで、道路を車や人が通るだけの場所から、人が滞在し、にぎわいを楽しむ空間へ転換するための国の制度ということなんですけれども、ほこみち制度に関して、ここのプロムナードは適用予定なのか、それともまだどういう状況なのか、教えていただけますか。

○委員長（三井美和香君） 都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課でございます。

ほこみち制度の導入というのは今のところ実は考えてございまして、たしか恐らくほこみち制度ですと、そのエリアをある程度特定の方々に使っていただくような前提になってしまっている制度だったかと記憶してまして、今回このプロムナードは、いろいろな方々に活用していただくという意味では、どなたかに限定して使っていただくより、幅広く使っていただくようにと考えておりますので、現時点では、ほこみち制度導入といったことは考えていないという状況でございます。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） そのほこみち制度なんですけれども、常設のオープンカフェとかベンチ、売店の常設営業が可能になるということで、今、プロムナードで実証実験というか、屋台とかを一時的にやっていただいていると思うんですけれども、現状だと道路の占有許可が必要で、数日とか数週間とか短い期間になって、なかなか継続性が取りにくい、申請も毎回しないといけないので、やるほうも大変ということもあるかと思うんですけれども、それこそ屋台の話とかもありましたけれども、そういった特定の事業者だとしても、その中央公園プロムナードの道路を、冬は分からないですけれども、1年中ある程度常設で使っていただくということで、にぎわいの創設にかなり寄与するかと思うんですけれども、わざわざ歩道を拡充して、人のにぎわいを出したいという中では、このほこみち制度はかなり取り入れたほうがいいのではないかと思ったんですが、そのあたりをもう少しよろしいですか。

○委員長（三井美和香君） 都市部長。

○都市部長 都市部でございます。

おっしゃるとおり千葉市の中、今、道路占用許可の特例制度でいろいろ占用の緩和などもやっているところがありまして、それを活用したいろいろなプレーヤーの方が中央公園プロムナード沿道で活動などをされているところがございます。

ほこみち制度は確かに公募などをして、その事業者に道路占用を、例えば、20年間ですとか、長期に使っていただくということも当然あるんですけれども、今現在、我々のほうで沿道の方たちが、例えば、今日和ですとか、伊達のくらという具体的な飲食店がありますけれども、彼らと意見交換しながら目の前の道路部分をどう使いますかですとか、使い勝手いい方法はどういうところがありますかという御相談をさせていただいている段階でして、それもあって、例えば、ここの部分はほこみちでやりましょう、ここの部分はやりません、みたいなところの整理も今の時点ではできていません。

先ほど御説明したとおり、このプロムナード沿道のところは、特別用途地区というのを設定しておりまして、低層部に住宅が入らず、商業業務だけに限定しているところがあります。沿道の建物の半分以上がもう築50年以上たっているようなところだったりして、これから更新がまた出てくるだろうということもありまして、更新の際に、やはり低層のところは今お話がいろいろ出ていた、例えば、商業施設ですとか、飲食店だとか、そういうところを我々はなるべく誘導というか、促していきたいと思っております、そういう方たちの利用ということも当然考えられるんですね。

なので、そういう方たちの意向も踏まえながら、我々として、ほこみちをやりますと言って

から乗り出すのではなくて、沿道の方たちがどうやるのが一番いいんだろうかというところを考えた上で、最終的にはほこみち制度に到達することはあるかもしれませんが、そういう意味を踏まえて、今時点ではほこみち制度というところで、素直にこれをやるというところをなかなか言い出しにくいというところがございます。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。道路占用料というんですか、ある意味、料金をいただいて貸すことになるので、そこで得た収益を、プロムナードの維持管理費とかにも使えるというところでいうと、検討していただいてもいいのかとは考えております。

最後に、先ほどお話がありました低層部への居住機能導入規制の特別用途地区なんですけれども、三越があったところで、タワーマンションが建っているところが、一番ターゲットになってくるかと思うんですけれども、先ほどの飲食店とか商業施設が入ることを誘導したいとおっしゃっていたんですけれども、この資料を見ただけだと、明確にそれを誘導できるような仕組みが少し分らなかったんですけれども、その誘導をする上で、飲食店や商業施設しか入らないぐらいの、そのぐらいの誘導策みたいなものを取っているのか、それとももうそこは任せてしまっているのか、教えていただけますか。

○委員長（三井美和香君） 都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課でございます。

現状、特別用途地区の中で、低層部分に関して、住宅等を排除するとかというような形の規制がございまして、それは一般的な規制としてあるということと、あと先ほど、例えば、何か建物をこういった沿道で建て替えようとしたときに、容積率の緩和を受けたいとかということがあれば、別途、合わせ技といいますか、先ほどの容積率緩和のメニューの中で、公共化に貢献があるような利用ですとか、誘導用途というのはメニューの1つにございますけれども、そういったところで、店舗とか、そういったものの誘導を、容積率のメニューに絡めて、相手方に容積を緩和する代わりにそういったものをそういったところに設けてくださいということでの制度の運用というのもできますので、実際、そういった運用の仕方もあるというような状況でございます。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） もし、1階に飲食店が絶対に入ってくれるのであれば、先ほどのほこみち制度で、飲食店だったら道路を使えるんだったら、オープンカフェとか、そこでテラスみたいな席をつくりたいと思うので、必然的にそうなるのかと思うんですけれども、例えば、1階が飲食店で2階が商業施設、買物ができる施設とか、そういう限定がもし都市計画法上できるのであれば、そういった取組もあっていいのかなと思うんですけれども、都市計画法上、現実的に1階は飲食店、2階は買物とかできる商業施設みたいな、3階以上は自由に住宅でもいいという形の、そういった都市計画は法律上できるんでしょうか。

○委員長（三井美和香君） 都市部長。

○都市部長 都市部でございます。

まず、我々が今回設定した特別用途地区というのは市のほうが主導で動いているところがありまして、例えば、住居機能の制限というところだけでも、私権の制限を当然我々としてはし

ているので、その妥当性ですとか、住民の反対ですとか、いろいろな要素を踏まえて考えて、最終的に、商業業務、住宅を建てられないので、例えば、商業施設であつたり業務、オフィスなどはオーケーですというようなやり方をさせていただいています。

これを、例えば、1階はさらに飲食店で、2階はオフィスで、3階は住宅ですと細かにやっていると、それこそその合理性ですとか、地域の方の御理解ですとか、そういうところを踏まえた上でやらなければいけないというところがありますので、例えば、それを地域の皆様が総意で決める地区計画という制度の中で、皆さんでやるということも可能かと言えば可能ですけれども、やはりそこに細かな制限を、町のこれからの在り方とかを踏まえて、都市計画が、例えば、50年、60年先もそれでいいのかというところも踏まえて考えていくと、あまり規制し過ぎるというところもプラスに働かない部分もあるかとは思っております。

例えば、今回の三越跡地のところは、我々のほうで、彼らとお約束をしている中で、低層部には商業機能を入れてというお願いをしておりますので、あちらの1階、2階に関しては、基本的に商業施設を入れていただけることになっております。

以上でございます。

○委員長（三井美和香君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 最後に、1点だけ。

ぜひ、そういった商業施設を増やしていただきたいですけれども、最初に言った鳥のふんだとか、そもそもその計画が成り立つかどうかの一番の前提の話になってくるので、そこがあつて初めて歩行者だったり、憩いの場になるような道路整備になってくると思うので、ぜひそういった全体を見て、まだ計画段階で、修正可能な時期だと思うので、ぜひ研究していただければと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 各委員の意見をお聞きしまして、千葉市ならではの特色、魅力を高める必要性ですとか、他都市の成功事例も参考にしたりとか、新しいものをつくるだけではなく、既存の魅力を再発見し、プロムナードなどの緑の活用ですとか、ウインドーショッピングができるようにする。屋台の使い方、若者の意見を聞く、はっきりとしたこれがあることも大切だと感じました。

ただいまいただきました御意見等も踏まえまして、今後調査を実施したいと存じます。

それでは、委員間討議をしたいと思いますので、説明員の皆様は御退室をお願いいたします。御苦労さまでした。

〔都市局退室〕

○委員長（三井美和香君） それでは、ただいまの当局からの説明を踏まえまして委員間討議を実施し、本テーマに関する課題整理を行いたいと思いますが、所感も含めまして、御意見等はございますでしょうか。田畑委員。

○委員（田畑直子君） 先ほど、委員長のほうからも私たちの各意見を聞いていただいて、委員長からも所感を述べていただきました。そこがしつかり的を得ていたと思います。若者の視点であつたり、それから商業施設の誘致であつたり、どうにぎわいをやっていくか、そういうことを、他自治体の県外視察も予定されていますし、市内視察も、実際に現地に行つて、今日あつた論点をしつかり確認したいと思いました。

感想になりますが、以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 場所とか、何かここにありますとか、そういう物理的な整備というのはかなり進んでいると思うんですけども、黒澤委員もおっしゃったとおり、これからコンテンツ、何をここに持ってくるのか、どうやってここに来たいと思わせる何か仕掛けをつくるのかというのがこれからなのではないかと思いました。

どんなお店とか、何かそういうコンテンツを、先ほどおっしゃっていたとおり、皆さんと一緒にいろいろな都市を見て勉強できればと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。須藤委員。

○副委員長（須藤博文君） 先ほど、岩井委員からもありましたけれども、普通、千葉駅から中央公園に行くときは、シーワンを通過して、多分いわゆるふじみ商店街ですか、いわゆるナンパ通りを通過して行くというのが常だと思うんですけども、だからそれを超えるものを多分、先ほど緑のプロムナードのところにつくらなければいけないということもありますし、この中央公園と千葉神社ですか、この千葉らしさを感じるまちづくりというところですけども、本当にテーマを、何をつくって、ここを通過してどこに行くというのをやはり明確化しないと駄目かと思います。

鎌倉でいったら、鶴岡八幡宮に向かって歩いて行く途中に食べたり、楽しんだり、お店で楽しんで、鶴岡八幡宮にたどり着くというのは分かるけれども、なかなかこのテーマが見えづらい部分があると思いました。

実際、委員長とも話をしていますけれども、実際にこの千葉市駅周辺の市内視察も含めて皆さんと回りたいと思っていますし、県外視察もウオーカブルなまちづくりをテーマに、いろいろなところを見ていきたいです。実際、市役所とか県庁から、県の役所とかでお話を聞くだけではなくて、実際その場に立って説明を聞こうということも考えていますので、ぜひとも一緒にこの千葉駅の周辺の活性化、グランドデザインをしっかりと活性化できるようなものをつくっていけたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 白鳥委員。

○委員（白鳥 誠君） 今、副委員長がおっしゃっていただいたこと、それから黒澤委員がおっしゃっていただいたことが、やはり基本的にキーかと思うんです。

何をしたらいいのか、前の熊谷市長も言っていたとおり、千葉にはいっぱいいいものがたくさんある。今の局長がおっしゃっていただいたのも、たくさんあるんだけど、では何かと、それを言語化しなければいけないとおっしゃっていましたよね。

具体的に何というのが必要なのではないかと思うんですよね。それが何かというのを決めたらいいのではないかな。これは難しい話なんですけれども、そこが副委員長もおっしゃっていたことなのではないかと思うんですけども、どうでしょうか。（「向こうに振っても向こうは答えられないから、そう思いますと終わらないと駄目かもしれないです」と呼ぶ者あり）そう思うんですけども。アーケードならアーケードでもいいです。

○委員長（三井美和香君） 岩井委員。

○委員（岩井雅夫君） 今、説明員から聞いて、昼間は人が来るかもしれないんですが、夜になると寂れてしまって、人が通らなくなってしまうのではないかなと思うんです。だから、昼と夜では別の視点でやはり変えていかないと。例えば、公園だけだったら、昼間は来るかもしれないですけども、夜は誰も来ないですね。カップルは来るかもしれないけれども。それぐらいなもので人数的には大したことはないと思いますので、ぜひとも夜も活性化できるように何かいい案があれば、みんなで考えていったらどうでしょうかと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） 茂呂委員。

○委員（茂呂一弘君） さっき、新任の局長がおっしゃった魅力の再発見というところも突き詰めて、いろいろなことを研究しながら、千葉の魅力は何なんだろうということを改めて探求しながら進めていくということもいいかと思います。

私も実は、札幌市とか仙台市とかに住んだことがある中で、やはりそれぞれいいところがあって、千葉市には千葉市のいいところもあると。それがまだ私はそこまで気がついていないんですけども、せっかくの機会なので、そういったことも探求しながら所管事務調査を進めていくということで、何かつくり上げていくということがいいのではないかと思います。

以上です。

○委員長（三井美和香君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三井美和香君） ただいま皆様からいただいた御意見等も踏まえまして、本当に何をしたらよいのかとか、昼ですとか、夜とか、人もがらんとしないように、仙台市とか札幌市のような都市になるように、この委員会で皆さんと知恵を絞りながら、考えていきたいと思いますので、皆さんどうぞよろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、都市建設委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 51 分散会